

第百三十二回国会 衆議院 災害対策特別委員会議録 第六号

平成七年二月二十四日(金曜日)

午後七時五分開議

出席委員

委員長 日野 市朗君

理事 稲葉 大和君 理事 浦野 依興君

理事 村上誠一郎君 理事 赤羽 一嘉君

理事 小池百合子君 理事 小坂 憲次君

理事 石橋 大吉君 理事 高見 裕一君

安倍 晋三君 伊藤 公介君

衛藤 最一君 金田 英行君

木村 義雄君 久間 章生君

小泉 晨一君 塩崎 恭久君

七条 明君 住 博司君

長勢 甚遠君 松下 忠洋君

三ツ林弥太郎君 横内 正明君

長内 順一君 古賀 敬章君

柴野たいぞう君 白沢 三郎君

千葉 國男君 東 順治君

増田 敏男君 宮本 一三君

山名 靖英君 佐々木秀典君

佐藤 泰介君 濱田 健一君

吉岡 賢治君 前原 誠司君

穀田 恵二君

出席國務大臣

國務大臣 小澤 潔君

(国土庁長官) 小里 貞利君

出席政府委員

国土庁計画・調 練谷 真平君

整局長 村瀬 興一君

国土庁防災局長 伊藤 哲朗君

委員外の出席者

警察庁交通局長 山下 弘二君

通規制課長 伊藤 哲朗君

科学技術庁研究 山下 弘二君

開発局企画課防 山下 弘二君

災科学技術推進 山下 弘二君

環境庁大気保全 柳下 正治君

局大気規制課長 高 為重君

局生涯学習課長 河上 恭雄君

文部省初等中等 河上 恭雄君

教育局高等学校 河上 恭雄君

課長 河上 恭雄君

文部省教育助成 矢野 重典君

局財務課長 矢野 重典君

文化庁文化財保 河野 愛君

護部伝統文化課 河野 愛君

長 河野 愛君

厚生省健康政策 磯部 文雄君

局指導課長 磯部 文雄君

厚生省社会・援 松尾 武昌君

護局保護課長 松尾 武昌君

資源エネルギー 松尾 武昌君

庁公益事業部ガ 松尾 武昌君

ス保安課長 松尾 武昌君

中小企業庁計画 名尾 良泰君

部金融課長 名尾 良泰君

建設省建設経済 竹村 昌幸君

局宅地開発課民 竹村 昌幸君

間宅地指導室長 竹村 昌幸君

建設省都市局 小沢 一郎君

画整理課長 小沢 一郎君

建設省河川局砂 保科 幸二君

防部傾斜地保全 保科 幸二君

課長 保科 幸二君

建設省道路局有 井上 靖武君

料道路課長 井上 靖武君

建設省住宅局民 坂田 隆史君

間住宅課長 坂田 隆史君

自治大臣官房参 陶山 具史君

事官 陶山 具史君

特別委員会第三 佐藤 仁君

調査室長 佐藤 仁君

辞任 補欠選任

衛藤征士郎君 伊藤 公介君

佐藤 剛男君 金田 英行君

原 健三郎君 木村 義雄君

松岡 利勝君 長勢 甚遠君

石田 祝穂君 東 順治君

金子徳之介君 柴野たいぞう君

田口 健二君 吉岡 賢治君

同日 補欠選任

伊藤 公介君 衛藤征士郎君

金田 英行君 佐藤 剛男君

木村 義雄君 原 健三郎君

長勢 甚遠君 松岡 利勝君

柴野たいぞう君 金子徳之介君

東 順治君 石田 祝穂君

吉岡 賢治君 田口 健二君

同日

理事石橋大吉君同月十七日委員辞任につき、そ

の補欠として石橋大吉君が理事に当選した。

二月二十四日

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案(内閣提出第五二

号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案(内閣提出第五二

号)

○日野委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任の件についてお諮りいたしま

す。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつ

ております。その補欠選任につきましては、先例

によりまして、委員長において指名するに御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日野委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に石橋大吉君を指名いたしま

す。

○日野委員長 この際、小里國務大臣から発言を
求められておりますので、これを許します。小里
國務大臣。
○小里國務大臣 この機会に一言、ごあいさつか
たがた、先般の委員会におきます若干欠礼もご
ざいましたので、触れさせていただきますと思ひ
ます。
本委員会におかれましては、去る二月十七日
に、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に
関する法律案につきまして、熱心な御審議をいた
だき、御可決をいただきましたことに、改めて深
くお礼を申し上げます。
なお、当日付されました附帯決議につきまして
も、政府といたしましては、その趣旨を十分に体
して努力する所存でございます。
今後とも、委員長初め委員各位の御指導、御協
力をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

趣旨の説明を聴取いたします。小里国務大臣。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小里国務大臣 ただいま議題となりました阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

平成七年一月十七日に発生いたしました阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地域において未曾有の震災被害をもたらしました。

この法律案は、阪神・淡路大震災による甚大かつ深刻な被害に緊急に対処することにより、被災地域の迅速な復興に資するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った方等に対する金融上の積極的支援等、被災者への特別の助成措置を行うこととするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、公共土木施設の災害復旧事業等に関し、阪神・淡路大震災による被害が発生した兵庫県及び政令で定める市町村について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する特定地方公共団体とみなす特例を設けております。

第二に、阪神・淡路大震災による被害の実情等を踏まえ、特段の財政援助が必要な施設の災害復旧事業について、国が補助等を行うこととしております。なお、補助率については、現在、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象とされている施設の補助率との均衡を踏まえ、さらに特段の配慮をして設定しております。

具体的には、交通安全施設、水道、一般廃棄物の処理施設、工業用水道施設、改良住宅及び都市施設等については十分の八の補助を、警察施設、公立病院、公立火葬場、公立屠畜場、公立及び社会福祉法人設置の社会福祉施設、中央卸売市場並びに消防施設については三分の二の補助を、政令で定める民間病院及び商店街振興組合等の共同施設については二分の一の補助を、神戸港指定法人が管理する施設については補助及び無利子融資を行うこととしております。

第三に、社会保険の加入者等についての負担の軽減については、医療保険等において、一部負担金及び保険料の免除等を行うこととしております。

第四に、中小企業者及び住宅を失った方等に対する金融上の支援については、中小企業信用保険のてん補率の引き上げ、無担保・無保証人保険の別枠の設定、中小企業近代化資金の新規借入金に係る償還期間の延長、商工組合中央金庫の中小企業者への貸付限度額の引き上げ、住宅金融公庫における災害復興貸付の据置期間の延長等の措置を講ずることとしております。

その他にも、就職内定者を雇用安定事業等の対象とするともに、船員保険における失業保険金等の支給の特例措置を実施し、さらに、平成六年度に加え、平成七年度にも歳入欠陥等債の発行を可能とするなど幅広い特別の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。この内容は地元の要望等を十分踏まえたもので、政府として最大限の措置を講じ、万全の構えで震災からの復旧、復興に臨むための法律案であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○日野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○日野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

ます。吉岡賢治君。

○吉岡委員 ただいま、小里大臣の方から、今回の大震災に対します特別の財政援助等に関する法律を提案いただきました。その点について、幾つかの問題、質問をさせていただきたいと思っております。

震災が発生して約一カ月、今日まで大変な御苦労があったと思います。そして、地元の県あるいは政令都市の要望をきちんと踏まえながらこまめまとしていただきましたことに、まずもって心から敬意を表しておきたい、このように思うところでございます。

さて、そういう立場で質問をさせていただきまされども、まず、いわゆる災害対策基本法、これに基づいて激甚災害法ができておる。ちよつと読んでみますと、基本法の九十七条に「激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等」ということに始まって、要するに九十九条で、特別の財政援助及び助成措置の基準、あるいは地方公共団体への財政援助、被災者に対する特別の助成、こういうようなことがうたわれており、あらかじめそれを規定するということになっております。それは、具体的に言いますと激甚災害法、こういうことになるのではなからうかと思うところであります。

今回、いろいろな問題、例えば過去の経緯といいますが、そういうものになかった問題も取り上げていただく、あるいは先ほどもお話ございましたように、自治体の要望についても十分受けとめていった、こういうふうにお聞きしたわけでございます。しかし一体、そういう努力でございませうけれども、激甚災害法の対象になっていないものが今回対象になったというように私どもは思うわけですが、その辺の、特別措置の基準といふものをどの辺に置かれて今回の法律をつくられたのか、この点について簡潔にお伺いしておきたいと思ひます。

○小里国務大臣 今、法体系をお尋ねでございしますが、お話のように、本来災害がございしても

激甚災害法の対象にならなかったそのようなものも、今回は、激甚災害法の適用はもちろんのこと、さらに援助をする対象を広げたところがある。今、この特徴であるかと思っております。

なおまた、その対象を大幅に広げたいいわゆる特例措置というものは今回限りである、このことを先ほどの提案理由の説明でも申し上げたつもりでございまして、本会議場でもしばしば申し上げておるところでございます。

そこで、注意しなければならぬのは、激甚災害法による補助率かき上げの状況を勘案しながら、そしてその激甚災害法の体系を乱さないように、いわゆる均衡のとれた内容及び補助率となるように心がけたつもりでございます。

言いかえまして、激甚災害法のみでこの際救済してやろうというその考え方をぐつと広げまして、具体的にはまた後ほど出てくるかと思ひますが、そのような経緯でございまして。

○吉岡委員 いわば激甚災害法を広げたということでございますから、それでいいと思うのですが、今後そういうことの中で、自治体の方から再度こういう問題をいうふうにながてくる可能性があったり、そして今まで気がつかなかったけれどもこれは法整備が必要だということなことが上がってくるという可能性もあると思うのですが、もしそういうときには、きちっとした対応をお願いしたいというふうに思ひます。

○小里国務大臣 先ほど申し上げましたように、加えまして、特に注意、あるいはこれから可能性として出てくる問題として、罹災者の周辺をめぐる施策等もこれからいろいろと出てくるかと思ひます。その場合、激甚災害法の適用か、あるいははたまた申し上げておりますように特例による措置をとるか。

率直に申し上げます、これから相当な題材が出てくるであらうから、前向きで考えましたときに、特例措置というものを考える可能性は十分ある、私はさように思ひます。

○吉岡委員 それでは、具体的な問題について質

聞したいと思ひます。

まず建設省さんにお伺いをしたいと思うのでありますが、住宅ローン債務についてお聞きいたします。

今回、大震災による住宅の損壊により、被災者は多額の住宅ローン債務を負担したまま財産を失うという事になっております。被災者を自己破産に追い込まない、こういうことを考えますと、被災者が希望する場合には、この住宅ローンの対象となつてゐる不動産とともに住宅ローン債務を引き取る機構が最終的に必要になってくるのではないかと、このように思ふわけであります。

住宅ローン債務と対象不動産を引き取る、こういう方向をぜひ打ち出していただきたいと思うのですが、この点についてはいかがでございますでしょうか。

○坂田説明員 御指摘のような、不動産の買い上げでありますとか、債務の引き取りでありますとか、そのような機構の設置につきましては、一般的には、必要となる相当多額の財源の問題でありますとか、金融機関の協力でありますとか、あるいは資産の把握でありますとか、いろいろな検討課題があるかと存じます。

したがいまして、そのような網羅的なものではございませんけれども、現在いろいろな面的整備事業も災害地の復興のために実施が予定されておりますので、そうした面的整備事業を通じて、あるいは地方の住宅供給公社や住宅・都市整備公団が参画するような被災マンションの建てかえ事業なども検討しております。そのような場合には、公的主体によりまして土地や区分所有権の買い取りができるというようなケースも出てくるかと存じますので、それを通じて既存債務が解消されるということもあるというふうに考えている次第でございます。

○吉岡委員 要するに、融資枠の拡大ということで二千七百十万円まで、あるいは利率は低く三％もしくはそれ以下、あるいは期間の据え置きを三年から五年というふうに、非常に努力はしていた

だいておるのですけれども、買い取り機構という問題は、これはぜひひとつ考えていただきたいと思ふのです。

この場合に、二つのケースが考えられると思うのです。残対象不動産の価額が住宅ローンより低いとき、これはやはり貸し付けの金融機関と買い取り機構というのが一部負担するということを考えなければならぬだろうと思ひます。二つには、残対象不動産の価額が住宅ローンより高いとき、これは買い取り機構が住宅ローン債務及びその対象不動産の買い取り、余剰価値についても評価をして支払っていくという立場をとるべきだといふふうに私は思つてゐるわけでございますけれども、ぜひそういう方向で御検討いただきたい。

今お聞きいたしておりましたら、マンションというごときでございまして、マンションでもございまして、やはり戸建て住宅でローンを組んでおられる方々もいらっしゃると思いますので、その点についてきちんと質問をしておきたいと思ひます。お答えいただきたいと思ひます。

○坂田説明員 住宅金融公庫の資金を借りておられる方々につきましては、現在三年間の元金の支払いの据え置きでありますとか、据置期間中の金利の一・五％引き下げ等々、いろいろな緩和措置を講じておるところでございます。現在の制度は今のおりでございますが、御指摘のとおり、据置期間を現行の三年から五年に延長する、あるいは据置期間中の金利を一層引き下げるといふように既存制度を今後拡充をいたしまして、被災者の生活の安定を支援してまいりたいというふうに考えております。

また、被災マンションの場合につきましては、権利者が多数に及んでいくといろいろなケースが想定されるということになるかと思ひます。そのような場合には、公的な住宅によりまして、そこに入つていただくことを通じて生活の安定化を図るといふようなこと、あるいは公社が被災マンションの建てかえ事業を行う場合には低利融資を行うとか、優良建築物等整備事業というような

制度を通じた公的な補助を行うとか、実態に即した支援策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○吉岡委員 ぜい、現状の被害者の気持ちを御推察いただきながら、買い取り機構の設立ということとを真剣にお考えいただくようお願いをしておきたいと思ひます。

そして、建設省にも一つお尋ねしますが、阪神高速道路公団の關係でございまして、被害総額四千六百億というように報道で聞いたのでございまして、災害復旧費用は膨大なものになる、このように考えます。その取り扱いにかんづつては、公団の死命を左右することさえあるのではないかと、このように思料されます。

建設省の対応方針あるいは復旧計画、また財源措置等についてお尋ねをしたいと思ひます。

○井上説明員 阪神地域の経済社会活動におきまして、阪神高速道路といったものは大変大きな役割を担つておりました。当地域の復興のためにもその早期復旧が極めて重要でございます。

今回の地震では、大阪府内そして兵庫県内では、五号湾岸線、三号神戸線と大きな被害がございました。今回の地震で最も被害が大きかった三号神戸線につきましては、現在、本格的な復旧に向けて具体的な復旧計画の取りまとめを急いでいるところでございます。相当大規模な工事となる見込みでございますが、地元協力を得ましてできる限り早期に復旧できるよう、今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

その復旧費用あるいは財政措置でございますが、委員おっしゃいましたように、阪神高速道路にかかわる災害復旧費用はおおむね四千六百億円というふうに把握しております。この阪神高速道路の災害復旧費につきましては、阪神高速道路公団法第四十一条の規定によりまして、国及び地方公共団体は予算の範囲内において公団に対し経費の一部を補助することができるとされております。

今回の地震によりまして阪神高速道路の災害復旧事業費、この四千六百億のうち、機能向上の側面を持します附属施設等の復旧分については公団の負担といたしますが、道路としての交通機能を確保するのに必要な本体施設を再度の災害にも耐え得る構造で復旧する費用につきましては、公的負担で賄うこととしております。

○吉岡委員 ぜい早急な復旧を行つていただきたい、こう思ふわけでございまして、今申し上げますように、財投の關係の資金だけを入れておきますと結論としては通行料が高くなる、こういうことになってまいります。これは御案内のとおりであります。思い切つた財政措置が必要ではなからうかというふうに思つておりますので、よろしくお願ひします。

時間がございせんから、次に進みます。通産省にお尋ねをしたいと思ひます。中小企業の融資制度についてでございます。

政府系金融機関、こういうことであるいろいろな方策をつくつていただき、また自治体と協力して枠の拡大あるいは金利を三年間ゼロにしたいといふようなお気持ちを含めての提案というように伺つてゐるわけでございます。しかし、現実にはなかなか難しい問題があるというふうに私は思つております。

一つは、例えば金融機関にとりまして、国金からの預託金、こういうものがなくなかなかうまくいかない、あるいは信用保証協会の枠を拡大してもらわないといけないといふようなことを、金融機関に行きますと盛んに言われます。それと同時に、中小企業にとりまして今一番大変なことはいかにして立ち上がるかということで、資金計画が非常に真剣に行われてゐるところでございます。一つの例でございまして、私は皆さんに明らかにさせていたかつつ、ぜい深い御理解をいただきたいという件がございます。

それは、経営者あるいはそこに働く従業員の努力のもとで、一たん倒産をした会社が和議開始をし、それを認可された。ようやく経営も安定して、

弁済計画に基づいて債務返還をしていた、こういうところがあるわけがあります。そこに震災があつて、工場が被害を受けた。したがって、あらゆる手を尽くして融資を要請したけれども、今回の法律ができるまででございますから、その要請に応じてもらえない、一体どうしたらいいかという真剣な悩みであります。和議申請でありますから、そういう意味では従業員の皆さん方も再建に燃えているわけでございますし、社長もかわつていつているということ等も含めて、そこに自立への意欲というのが脈々とあるわけでございます。

そういう状況の中で、今中小企業庁等にお尋ねしますと、なかなか難しいよというふうに言われるのでありますけれども、もしそういうことで、この公的資金といえますか、そういうものを事実上閉ざしてしまふということになりますと、企業存続というのが不可能になってくることは明らかであります。信用保証協会が思い切つて保証してくれるということであればいいのですが、過去の負債を担っていますから、なかなか難しいという現状もあります。

そういうことを考えまして、特例の問題でございまいしょうけれども、信用保証協会の保証の有無にかかわらず、企業への緊急融資、こういうものをすべきであろうと私は思っているわけでございますけれども、その点について見解を求めたいと思います。

○名尾説明員 御説明を申し上げます。

まず、保証の問題でございますが、この保証は広い意味での金融の機能の一部を担つておるわけでございますので、保証に当たりましては返済の可能性その他、いわゆる金融の節度と申しますか、そういったものの判断に立つて運営が行われるということでございますが、他方、信用保証協会の行つております業務は、信用力の乏しい中小企業の方が民間市中金融機関から融資を受ける際の信用力の補充をするという目的で設立をされておるわけでございますので、このバランスをどこに

とるかという問題だらうかと思つてゐるわけでございます。

ただいま御指摘がございました和議条件の履行中の中小企業の取り扱いの問題でございますが、ただいま申し上げました基本的な考え方に基づき、広い意味で倒産の手続の中に置かれてゐるということ、それから、和議認可決定が確定をいたしますが、これはその後は裁判所の手を離れまして、履行につきましても強制がない、場合により破産に至るものもあるということでございます。いまして、こういった状態に置かれております中小企業の方は、確実な返済が期待したいという意味でリスクが高いということ、債務の保証については慎重にならざるを得ないという面があることは御理解をいただきたいわけでございます。それから二番目に、リスクの高い中小企業者の方に対する債務保証をいたしますと、その県の保証機関の原資というものは、これは広く被災地の中小企業者に対する債務保証の原資となるべきものでございまして、一般の被災中小企業者に対する手当てが十分行われることができるかどうかという問題もあるわけでございます。

ただ、そういう意味でこの和議途上にある方に対する保証というのは基本的には難しい問題であると思ひますが、個別の対応といたしまして、信用保証協会に対して求償債務を負つていない、あるいは和議条件が今後とも確実に履行されて完済になる見込みがある、あるいは事業内容が好転をしている、あるいは担保がある等、これはもう個別の対応にならざるを得ない問題だと思ひますが、一般論として申し上げます、そういう場合には保証の対象になり得る場合があるのではないかとと思ひます。

ただ、信用保証協会は委員御承知のように県で設立された協会でございますので、県の独自の財政基盤に基づきまして独自の事業を行つております。今御指摘をいただいた点、これは今回の災害が未曾有な災害でございますので、そういう問題意識は私も持つておらなかつたことは事実でござい

ますので、どこまで対応ができるかどうかにつきましましては、県の保証協会の方に検討を指示することにしたと思ひます。

○吉岡委員 もう少し踏み込んだ回答をいただきたいと思ひます。

今のお話によりまして、要するに金融判断は金融判断だということをおつしやつてゐるわけでありまふ。だとするならば、この会社倒産やむなし、従業員失業やむなし、こういうことになるのかどうか。

具体的に言つてみますと、例えば神戸の外貿埠頭の公社は大変な負債を、というより被害を受けて、その復旧がどうなるのかという、国の援助がないと再興がでないと思ひます。この人も、この企業も、それは一たん倒産をして和議ということになつてゐるわけでありまふから、しかし、この災害がなければ順調に進んだかもしれない。一時期といひながら、短期間といひながら、きちんと指導の中の金利等を含めて債務返済を行つてゐるわけでありまふ。

そういうところも、やはり金融判断だけでなくこれは政治判断として、この震災がなければということを考えていただくとするならば、私は今申し上げますように、失業やむなし、企業倒産やむなしとするのかしないのか、こういうことを当人たちはやはり問われていくわけでありまふから、このところをやはり真剣に受けとめていただくという方向をぜひ出していただきたい、こう思うところであります。

○名尾説明員 先ほどの説明で一般的な考え方は御説明したわけでございますが、いずれにいたしましても、個々のケースにつきましてはよく事情をお伺いをして、被災中小企業の個々の実情に考慮をいたして、円滑な保証が行われるように検討をさせていただきますと思ひます。

○吉岡委員 焼け太りなら、それをねらつておるんだつたらだめ、これはいいですよ。しかし本当に、今申し上げますように立ち上がり資金としてこれほどだという部分は、やはり今回の小里大臣

が提案されました法律、この新しい枠組みの中で救つていく方向というのを見出していくということとで検討いただくようにお願いをしておきたい、こう思うところでございます。

時間がございませぬから、次に進ませていただきます。自治省にお伺いをいたします。

今、激甚災害あるいは災害救助法の適用地域はそれなりに対応されているわけでございますが、その周辺地域ですね、例えば三田であるとか猪名川であるとか、これは阪神地域を中心としたベツドタウンであります。そこへお勤めに行つて住まひは三田というところになりますと、所得税ももちろんでございますが、地方税が大変厳しい状況になつてくるという心配をされてゐるところでございます。要するに、自治体としては歳入欠陥が起くることは明らかだ。この件について、周辺の市町村についてもいわゆる歳入欠陥債なら歳入欠陥債の発行ができ得るのかどうか、この点についての見解を求めたいと思ひます。

それから二つ目には、災害対策基金について、地方債発行あるいは財団に無利子貸し付けというのを国がやつてくれた例が雲仙だというように思ひますが、その点についての今震災に対する考え方を明確にお答えいただきたい。簡単にお願ひします、時間がございませぬので。

○陶山説明員 このたびの特別財政援助法による歳入欠陥等債の発行団体につきましては、災害救助法の適用市町及び大阪府、兵庫県となっております。これは、災害救助法の適用基準が一定以上の住家の滅失等を要件としておりまして、その適用団体では、歳入欠陥等債の対象となります。瓦れき処理でございまして、あるいは災害救助でございまして、地方税等の減免も多額になるといふことが見込まれることから、そのような団体を対象としたものでございまして、御理解をいただきたいと思います。

なお、御指摘の三田市、猪名川町は住家の滅失はございませぬし、歳入欠陥等債の対象となる事業があつてもわづかというふうに見込まれますの

で、このことで特段の支障はないと考えておるわけでございますけれども、いずれにいたしまして、被災地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政支援措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、基金のお話でございますが、地元兵庫県などの地方公共団体の基金の設置構想は、雲仙岳災害対策基金等を参考にいたしまして、被災者対策の一環として被災者の生活再建、地域住民の自立復興等を支援するため、行政では対応しにくいきめ細かな対策を弾力的に行うことなどを目的に、県、市の拠出金や全国からの義援金などを積み立てた基金を設立するものと聞いております。

今回の大震災におきましては、雲仙の場合とは災害の態様あるいは規模などの面で相違もございまして、基金の具体的な内容等につきましても、地元地方公共団体におきまして今後被災者のニーズなどを勘案しながら検討を進めるということでございまして、その考え方や内容等が具体化した段階で、自治省といたしまして、各般にわたる雲仙の際の財政措置なども参考としながら、適切な支援をしてまいりたいと考えております。

○吉岡委員 周辺都市の歳入欠陥というのは大したことないというふうにおっしゃいますけれども、それは結果が出てみないとわかりませんが、その点については十分な対応をしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。時間がございませんで進みます。文部省にお尋ねしたいと思っております。

専修学校、各種学校に対して一定の対応がされているというふうに思いますが、今法律に出てまいりませんので、ちよつとその辺を明確にしたいでございます。

それから、文化財の被害があります。ともすると、いや生きることが大切だというふうになりがちでございますけれども、やはり日本の国の伝統文化という問題を考へてみますと、どんな被害であれ、それが修復できるものであれば極力すべき

であらうというふうに思っておりますので、その対応について簡単にお尋ねしておきたいと思っております。

○高説明員 御指摘の専修学校、各種学校の件についてでございますが、学校法人、準学校法人立の専修学校及び各種学校のうち、外国人学校の施設の災害復旧事業につきまして、応急の仮設校舎の整備も含め補助率二分の一の国庫補助制度を創設いたしております。また、補助対象とされました復旧事業につきましては、日本私学振興財団において長期低利の貸し付け措置も講ずることとしております。

○河野説明員 先生御指摘のとおり、文化財につきましては、地域のアイデンティティーにもかかわるものでございまして、非常に大事なものと認識しております。

本日十七時現在での被害件数は百六十八件に上っております。これは国宝と重要文化財に限りましての件数でそのくらいまでいっております。

文化庁といたしましては、震災発生以来、緊急調査団を数回にわたりまして現地に派遣するなど、被害を受けたところでございまして、文化庁からの要請によりまして、文化庁施設等機関、それから文化財美術関係団体が連携協力いたしまして、いわゆる文化財レスキュー隊というのを設置いたしました。建物等の撤去に伴います古文書財あるいは美術品などの廃棄散逸を防止いたしまして、緊急に保全することを目的といたしました救援活動をたゞいま実施いたしております。

また、文化庁といたしましては、さらに状況を把握することに努めますとともに、被災した文化財の早急な復旧のために必要な方策につきましても、財政措置を含めまして関係方面とも協議しつつ万全を期してまいりたいと存じております。

○吉岡委員 いろいろ、答弁の方が長いものですから時間を費やしましたが、もう一問だけひとつお許しをいただきたいと思います。よろしゅう

ございますか。そこで、最後に国土庁にお尋ねしたいと思うので

幹線道路網、幹線鉄軌道、こういうものが阪神を中心に瀬戸内、神戸に集中をしておる。そういうことの分断等が、今回の地震を考へてみますと大変なことになったというふうに思うわけであります。それを教訓にしながら、私は、何と云っても日本全体の問題でございすけれども、日本海あるいは瀬戸内、太平洋ベルト地帯の国土軸、こういうものの強化が必要であらう、このように思っているところでございす。

兵庫県の中を見ますと、日本海側と瀬戸内側というのに正直言って分かれておりますけれども、片や過疎、片や過密、こういうことでございす。その連絡強化、こういうことも非常に大切だということを今回教えてくれたと思うのでございす。したがって、交通網のダブルネットワークといひますか、兵庫県のみにとどまらずこういうことは考へていく必要があると思うのでございす。そしてまた、そのことは国土の均衡ある発展にもつながっていくというふうに思うところでございす。

結論として聞きたいのは、そういうことを考へたいたしながら、日本海国土軸の形成をいわゆる五全総に位置づけていく、こういうことをしていただきたいというふうに思いますが、国土庁として、国土を扱う長官としてどう考へていらっしゃるのか、最後にお聞きしておきたいと思ひます。

○小澤国務大臣 先生の御指摘は、日本海国土軸を五全総に盛り込むべきである、こういった御質問でございす。

国土庁といたしましては、国土づくり、いわゆる国づくり、町づくりの一環として全総計画を行つてまいっております。まず全総に始まり、新全総、三全総、四全総まで参りました。先般、昨年の十一月十日であります、国土審議委員の先生方に総理並びに私から、全総にかわる全総、いわゆる二十一世紀に向けて、例えば地球に優しい、

地球環境の問題、少子化また高齢化社会の対策等々を織りまぜた全総をお願いをしたいというところで、お願いをしたところであります。

先生御指摘の新しい国土軸は、まず大きく分けて三つございす。北海道から東北まで、そしてまた北海道から日本海を通つて九州まで、そして中部から四国を通つて九州までと大きく分けて三つ構想がございす。やはり災害に備えて、先生の御指摘のとおりこれらを五全総にお願いをいたしまして、まず第一回は一月十二日に審議会がありまして、次に二月十六日、この次には三月十四日に委員会が開催の予定であります。

もちろん、先生の御指摘の日本海国土軸におきましてもこれからの審議会にかけていたいて、また日本海と太平洋を結ぶ地域連携軸、これらも踏まえて検討課題にさせていただきます、先生の御指摘のような、災害がどこで起こっても困らないような国土軸体制を、これから全総にかわる全総、五全総になりますか、数字はやめて新しい名前がつくかは審議委員の先生にお願いをしておるところであります。先生の御指摘は必ず五全総で審議検討されることは間違いないと思ひますので、申し上げておきたいと思ひます。

○吉岡委員 以上で終わります。

○日野委員 次に、長内順一君。

○長内委員 新進党の長内順一でございます。阪神・淡路大震災が発生して三十七日になります。避難者は当初三十万人というところで、専らこの三十万人という数がひとり歩きをしている現状であります。実際の被災者は既に三百万人を超えるであらうという大災害でございす。

発生して既に一月たちまして、ちよつと状況がかわつてきたかなという感じがするわけでございす。まずマスコミの注目度が若干薄らいできたかなというふうな受けとめ方をさせていたいただいております。それと同時に、一生懸命にあの被災地域で汗を流しておりましたボランティアの皆さんも若干少なくなつてきているというふうなお話も実は伺つてるところでございす。

また、当事者の皆さんでございしますが、本当に何度も話題になっておりますように、現地の自治体の関係者の皆さんは不眠不休でこの災害の復旧、復興のために頑張っている。そして、被災者の皆さんも神戸で頑張っている。しかしながら、若干当事者に疲れが見えてきたこの一月かな、こんなふうにも実は受けとめさせていたでいるわけでございます。

私は、建設委員会のお話にもお話し申し上げましたけれども、新進党の現地対策本部というのが設置されて、お役人の皆さんだとか被災者の皆さんに我々が視察に行くことによって迷惑をかけてはいけないということで、当初は寝袋を持ちまして、本当に自給自足といえますか自己完結型で、食事も自分でというようなことで何度か現地を訪問してまいりました。

きょうは、上程されております法案の質問の前に、現地で伺った声を率直に大臣の方にお伺いをしたい、こんなふうなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。私は、単に言葉だけでなくて、今こそ実感の伴った対策がぜひとも必要というふうな考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

まずお伺いしたいのは、こういう震災、災害が起きまして、被災した皆さんはどういうふうな考へるかという、命がまず助かったということと当初の段階はほとんとするわけでございます。しかしその後は、間もなく今度は衣食住の問題の確保ということが当然の要請になってくるわけでございます。そして、この衣食住の継続的保障のためには、就業の保障と健康の保障、こういう裏づけがあつて初めて衣食住の継続がなされるわけでございします。

しかしながら、現地で私が被災者の皆様から直接聞いてきた声と、それからこの国会で大臣が本当に熱弁を振るって対策を訴えられているこの声と、どうも若干のギャップがあるように思えてなりません。そんなことで、率直にお伺いいたします。

最初に衣食住の食についてなのでございしますが、実は先日、読売新聞に大きな見出しで「温かいものを食べたい」ということで記事が載つてございます。

これによりまして、神戸市の民生局災害対策室というところでコメントを出してあるわけですが、「一人一日当たりの給食予算は八百五十円。業者を通して配られるのはパン、お握り、牛乳などだ。毎日似たような内容のうえ、賞味期限の切れた物が届いたり、避難所の側でも翌日の配給が遅れた場合を考えて一日取り置きをしたりする。このため「古い」「飯が硬くて食べられない」、こういう人も非常に多い」というような内容でございします。

そして、その隣には、これは調理師や何かを派遣する要望を大臣の方にお出ししたということですが、この団体の中身はちょっと調査はしておりますが、家庭栄養研究会という会が、「被災地における避難所の食事内容が貧困で病気に陥りやすいため、このようなコメントを出しているわけでございます。『同会が今月、神戸市内の避難所の食事を調べたところ、夕食にカステラ二個とジュースやお握り三個とウーロン茶などが目立ち、タンパク質やビタミン、ミネラル類が不足していた。このような食事を長く続けると、免疫力が落ち各種の栄養欠乏症やインフルエンザにかかりやすくなる。』これは読売の記事でございます。

この場合でも何度かいろいろな議論になっておりますけれども、この避難所の食事でございますが、二食で冷えたもの、このように言われておるわけですし、新聞記事もそうなっております。私は、最低限、私どもが生活しているように三食で温かいものが何とかが届けられないかという気持ちでございます。

そこで、この報道にあります、一人一日当たりの予算が八百五十円、これはこの場合でもよく議論されるのですが、何かきょう伺いますと、この予算の八百五十円という金額ですが、そんなことはない、これは間違っているというように当局から

のお話もあつたわけでございします。これは、この読売の神戸市の民生局のコメントが誤りなのか、それともここで話されていることが誤りなのか。温かい食事三食ともに、この点についてまずお伺いしたいと思います。

〇小里國務大臣 今日私どもが最も注意をして、徹底的に心得なければならぬ要諦の一つを今御指摘いただいております。時間の関係もありまして、また日ごろ御苦労いただいております厚生省等も見えておりますから、補充いただく必要があるときにはお願いしたいと思うのです。

まず今、長内議員の話を聞いておりました私にも政府、省庁を挙げて、現地の実情の具体的な正確な把握に努めておられますと同時に、また、私自身も、ただいまお話しした被災された避難所の周辺をめぐる方々の生活については可能な限り目配りをし、あるいはまた、現地に参りましたたびごとにとつていろいろ、具体的に避難所も歩いておるつもりであります。あるいはまた市役所、最近におきましては川西、宝塚あるいは伊丹等もおのおの歩いてみました。あるいはまた淡路島におきましては、北淡町、一宮、津名町等も具体的に歩いてみました。あるいはまた、被害が特に集中いたしております西宮あるいは神戸等も歩いてみました。

先生のおっしゃるようなことなども細やかに注意しながら、情報の把握にも努めておるつもりでございます。また、明るい面よりもそういう厳しい痛いところこそ私どもは率先して把握をして、そして臨機に対応することが一番大事であるという心掛けておるつもりであります。

特に、ただいまお話がございました問題でございしますが、例えば、やつと二十万台の台車を割りまして、その意味におきましてはひとまずちよつ

とほととしたな、そういう感じを持っておりますけれども、決してここで気を緩めてはならないし、むしろこれからこそ、その避難所の問題等につきましては、例えば食事を、あるいは健康を、あるいは医療を、あるいは生活再建にける面等こそが重点的にやるべきことである、さように認識をいたしております。

御承知のとおり、パトロール等も、警察官三名、県庁職員二名の五名でグループをつくって、そして百班を編成いたしまして、毎日巡視もいたしておるような状況でございます。……(長内委員「簡潔に」と呼ぶ)いや、非常に大事なお話でございますから、もう一言申し上げさせていただきますが、特にただいま先生が言っておられる食事の問題等については、厚生省自身もいろいろ現地の県や市に対しては、寒さに対する事項はどうか、食事はどうか、生活の周辺はどうかというのを文書等をもちましては激励もするし、督促もするし、助言も申し上げておるつもりです。

私自身の立場からもやっておりますが、八百五十円の問題について申し上げますが、これは、こういう席上申し上げていいのかなと思ひますけれども、率直に申し上げます、このような緊急災害時でございますから、一定の速度はきちんと守らなければならぬけれどもその対応については大胆に切り込みなさい、こういう一つの施策を私はきちんと対応いたしておるつもりでございます。

ですから、その八百五十円問題についても、市長さん、県知事さん、それでよろしゅうございしますか、政府は十分とは言わないがとにかく考えておりますよ、したがって、その八百五十円の客体になる基準をひとついろいろと整理して要請してください、そういうようなこと等もやっておりますことをあえて申し上げさせていただきます次第でございます。

〇長内委員 大臣、ひとつ質問したことだけを、まだたくさんありますからよろしく願ひしたいと思ひます。八百五十円にこだわらずということ

でお話を賜りました。私は、こういうことが個々の大臣の口から出る、これをきちつとやはり地元で受けとめて実施できるような体制をぜひお願いしたい、このように思うわけでございます。

次に、暖房の件について若干触れてみたいと思うのですが、私は北海道が選挙区でございまして、今のようないきなり時期にもしあのようなことがあつて、それで外におつぱり出されたら、とても生きていけないような状況にあります。寒さには人一倍敏感といえますか、関心があります。

今、神戸市内では、マスク、口にするマスクなのですが、百円のもの何か三百五十円で飛ぶように売られている。これはなぜかといったら、粉じんがどうのこうのということもあるでしょうけれども、これはそうじゃなくて、暖をとるため、自分を暖かくするためにというようにございそうです。

避難所には、いろいろな避難所がございまして、暖房設備がないところが非常に多い。それで、民生局の方にこれを問い合わせてみました。そうしたら、火災や何か心配なのでという工夫ができるのか検討するといふようなお話でございまして。ただ、検討するといふままでも、もう二月が終わって、今度は三月、四月とだんだん暖かくなってきましたから、だから私は、もう検討する暇はない、やはりこれも即断しまして、何とか暖房を。そして、私が行ったときには、あのコンクリートの床それからフローリングの床に、お年寄りの方が直接寝泊まりされている。あのような状況を見たときに、せめて畳とかマットとか、何かそんなものをあそこに搬入できないものかというふうには思つたのです。

この暖房の検討、それから何とか保温のために畳その他の搬入、これをぜひお願いしたいと思つてますが、いかがでございましょうか。

○小里国務大臣 今お話ししたストープあるいはマットレス、それから断熱マットあるいはそのほか等々、私は実は、これは避難所個人間の差はあるでしょう、しかもまた決して十分であるとは申し

上げませんが、最近に至りまして相当これは具備されておる、そういう感じを持っております。これは決して十分であるとは言いません。

事実、私はこの前も、宝塚あるいは川西市等も見てまいりました。町長さんや市長さん等も行つてまいりました。あるいは北淡町などもそうございします。

あるいは神戸は、今から約二週間ぐらい前でございしますか、毛布等は大体これであつて、なすけまつといふお話でございしましたが、その後、工業用の大規模ヒーターを、神戸は特に、大きなホールなどは工場用の大規模ヒーターでございしますが、すぐ送り込みまして、これなどをひとつ思い切つて使つてみてくれ、そしてまた必要があれば私どももこれを補充する用意があります、そういうようなお話などを申し上げておまして、おおむね、決して十分ではありませんが、寒さ対策というのは辛うじて一応の整理はついておりますのではないかと思つております。

しかしながら、それでもなおかつよく検討をしてみたいと思つております。

○長内委員 今のお話は、それは大臣が行かれたところはそういうふうになつてゐるかもしれませんが、しかし私の行ったところでは、実際にまだまだそういうふうになつてゐないところがたくさんある。ですから今申し上げてゐるのです。私は、決して大臣が手を抜いてゐるだとか何とかといふことではないのです。そういうところがあるといふことを認識いたしたいと思います。

そして、今のような大規模な暖房を入れるのもいいでしょう。それから私は、火災が心配だといふのであれば、部屋を一つ決めまして、時間と部屋を決めてそこへ行けば暖をとれるだとか、何か工夫をして、これは本当に熱つてゐますと三月、四月になつてしまひますから、大臣、今の時期必要ですから、ぜひともこの実施をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、次は衣食住の住まいの方を若干伺いたいと思ひます。

ここでも何度も議論になっておりますけれども、仮設住宅それから公共住宅、合わせて七万戸用意しますよといふお話でございました。仮設住宅の四万戸、特に三月いっぱい三万戸をおつくりになると。大臣、これは三月いっぱいまでに入居をさせるのか、それとも建ててゐるのか、資材を三月いっぱいには発注すると言つてゐるのか、この三つのうちどれですか。

○小里国務大臣 三万戸発注いたしております。そして、三月中にこれを完成させる。その目標でございします。

しかも、先生御承知のとおりなかなか国内に現品がなかった、一月十七日から二十日の時点におきまして。大体、国内におきまして二千戸から二千五百戸前後しかなかったのです。それから一挙に膨大な契約を私どもは起こしまして、そして今日三万戸から四万戸に至つておりますことも御承知いただいております。

きょうも予算委員会でも申し上げたのでございしますが、なかなか、相当な日数を要する品物であることも御了承いただいております。ところでございしますが、月産一万戸と言つておりましたけれども、振り返つてみますと大体八千戸前後が一応の生産能力だったな、そういう感じがいたします。しかしながら今や、あの当時から、メーカーはもろろんのこと広く住宅産業界に広げまして、しりをたいて、いっぱいいたたいやつてまいりましたことも手伝ひましてか、一万四、五千戸はつくつていただける、そういう一つのめどを私どもは持つております。

来週の火曜日あたりになると思ひますが、契約を三万戸いたしておりますメーカーも全部東京に呼びまして、この責任は必ずひとつ実現してくれといふ意味の督促をやるということも、実はきょうの昼、官房長官も入つていただきまして話を詰めたところでございします。

○長内委員 三月いっぱい三万戸というのは、建設をするんだ、入居までは無理かもしれないけれども建てるといふことで承りました。

最近、小里大臣の名前の入った文書が随分議員会館に回つてくるようになりまして、この中に「応急仮設住宅の供給について」ということで、大臣名で資料が届けられております。これを見ますと、応急仮設住宅四万戸に對して、もうフル操業でも月産約一万戸程度である。在庫はどうかという、全国で二千戸である。ですから、一万二千戸。このペースでいつて本間に、大臣が何度もおつしやつてゐる三月いっぱいには必ずというのが果たして間に合うのかなという感じを率直に受けるわけでございします。

それで、お伺ひいたしたいのですが、一つは、生産体制がどんな形になつてゐるのか。これは大臣でなくて、逆に数字をお示しいただきたいと思ひます。それから、用地は、足りない足りないと言つてゐましたけれども、どのぐらいになるのか。それから、仮設住宅一戸当たりの建築面積といふのはどのぐらいか。

私は見に行きましたけれども、通常一戸当たり二十七平米ですか、こういうふうになつてゐると思いますが、前に道路をとつたり、かなりゆつたりとしたスペースになつておりますから、一戸当たりどのぐらいになるのか。そうすれば、用地がどれだけの量のかといふふうなことがわかつてまいりますので、ひとつ、用地、生産体制、それから作業員が一戸つくるのにどのぐらい要するのか、この辺のことについて、細かい話で恐縮ですが、裏づけと申しますか、知りたいものですから、ぜひともお願いしたいと思ひます。

○小里国務大臣 細やかなところは厚生省の方から御説明申し上げますが、先生、その文書は、いろいろこういう、通常行政とは違ひまして緊急災害時だから政府が緊急にいろいろ対応を打つが、それを議員の皆さんが、ひとつどうなつてゐるかといふ問い合わせが非常に多うございします。それから、資料を配れといふお話がございしましたので、便宜上と申し上げますとおしかりを受けるかもしれませんが、それはそういう気持ちでお配りいたしておりますから、御了承いただきたいと思います。

います。なおまた、基本的な、正確な数字でござい
ます。

それから、二千戸と書いてあるのは、災害が発
生いたしました一月の十七日から二十日現在と先
ほど私が申し上げたとおりでございます。

それから、その後の月産体制は、当時一万と言
われておりましたけれども、一カ月を振り返って
みると若干低うございました。しかしながら、そ
の後住宅メーカー等の激励をして、いろいろ我々
の方から強度な督促をいたした結果、一万数千戸
に伸びましたということ、私が申し上げたとおり
でございます。

○松尾説明員 応急仮設住宅の面積でございます
が、一戸当たり二十九・一六平米、約三十平米弱
でございます。

それで、三万戸につきましては土地も決めてお
りまして、そこに発注しております。残り一万戸
につきましては、全体で八十ヘクタールほど必要
だと言っておりますが、約十五ヘクタールは確保
しておりますが、現在各市町に對しましてそうい
う土地がないかどうか照会をしております。こ
れも早急に對應していきたいというふうに言っ
ております。把握しているところでございます。

それから、これ以外に、仮設のプレハブ二階建
ての、高齢者、障害者に対応したものを、こ
れは神戸市でございますが、これも神戸市の公
園等につくるということで今現在詰めているこ
ろでございます。

以上でございます。

○長内委員 作業員はどうですか。

○松尾説明員 失礼しました。

作業員につきましては、プレハブ業界、全国か
ら募集しております。現在のところはその集ま
っておる作業員で対応できるというように聞いて
おります。

○長内委員 今、断片的ですが伺いましたけれど
も、これではやはり、三月いっぱい三万戸とい
う真づけとしては極めて弱いんじゃないかとい
うふうに私は思います。例えば用地にしまして、

先ほど全部で八十ヘクタールですか、これは三万
戸必要なんですよ。ですから、全く数字の面でも
合わない。一戸当たり約三十平米ですね、使うの
が、道路も全部入れてですよ。そうなってくると
ちよつとつじつまが合わないんじゃないでしょ
うか。もう一度お願いします。

○小里国務大臣 宅地の問題でございますが、県
あるいは市等で相当頑張っていたらいいと思
います。

それからもう一つの分野で、企業に對しまし
て、出してくれ、この際運動場等々を出してく
れないか、こういう相談をいたしました。その結果、
例えば伊丹等におきましては特定の企業が、企業
の名前はあえて申し上げませんが、それぞれ出
していただきました。例えば、二百戸建ててよろし
い、あるいは私のところは二百五十戸出します、
そういうふうな、今順次お出しをいただいております。

それから、政府が用意をいたしました土地が、
大ざっぱに申し上げまして三百二十ヘクタール、
国有地。その中で、兵庫県が百八十ヘクタール
であります。この百八十ヘクタールがおよそ兵
庫県内の仮設住宅の対象地になる、こういうふう
に御判断いただければよろしいかと思うのでござ
います。

しかしながら、その中で、できるだけ今まで自
分たちが住んでいたところ、あるいはその周辺集
落というのを圧倒的に希望される傾向が出てま
いっておりますから、その選択におきまして市など
が苦勞をいらつしやる実情だけは御理解いた
だきたいと思ひます。

今大ざっぱに申し上げましたそういうような土
地等によつて、大體対応はできる、そういうふう
に私どもは報告を受けております。

○長内委員 ですからこの問題は、私ばかりじゃ
なくて、いろいろな方が取り上げて議論されてお
ります。大臣、時間がありませぬから、こればか
りやつていくわけにいきませんので前に進みます
が、ただ、今の答弁で計算していくと、これはも

う全然間に合わないということになります。私は
もつとそういう意味ではシビアに、何をやるので
もそうだけれども、用地がどれだけあつて、ど
のくらいの面積が必要で、そして作業員はどれ
だけ必要なのかと、きちつとしたもので裏づけのあ
る話をぜひともやっていただきたいと思ひます。

私は、できることと、ある意味でできないこと
は、これはまだできないということをお断するわ
けではありませんけれども、被災者の皆さんに、
ここまでは国としてそして地方自治体としてやり
ますよ、この部分はぜひ皆さんで頑張ってください
い、こういう話を明確にするべきときなのではな
いかなというふうな考えるものですから、正確な
数字を今お願いしたいということでお話し申し上
げました。

次に進みます。学校の問題につきまして、ちよ
つとお尋ねしたいと思ひます。

実は、学校でございませうけれども、通常はもち
ろん教育施設、それからもう一つは地域コミュニ
ティーといひますか、学校開放運動ですか生涯
教育、そして今回は避難所、こういう三つの役割
を帯びているように思ひます。

そうしてその中で、私行つてみてびっくりした
のが、避難者の皆さんのお世話をだれがやってい
るかという、これはボランティアですよ。ボラ
ンティアですけれども、このボランティアの人数
を管理運営しているのは教職員の皆さんでした。

これは、職務として、教職員の職務管理といひま
すか、この中にはそういう項目も含まれているの
かどうなのか、そして万が一の場合の補償その他
の問題についてはどうなっているのか。文部省に
お伺いしたいと思ひます。

○矢野説明員 委員お話しのように、現在避難所
になっております学校におきましては、教職員
が、自分のところの学校の児童生徒の対応はもと
よりでございますが、それに加えて避難住民のお
世話に従事しているわけでございます。こうし
た教職員が避難住民のお世話をする業務、これ
は、私どもは当該学校の管理業務の一環を担つて

いるものとして、服務上職務として扱われるもの
と考えているところでございまして、地元の教育
委員会におきまして、このような考え方に立つ
て適切に對應しているものと承知しているところ
でございます。

また、お尋ねの、教職員が職務として救援活動
等に従事している場合に、これにより仮に負傷等
を負った場合には、当然のことながら公務災害補
償の対象となるものと考えているところでござ
います。

○長内委員 今、学校の方も授業が再開されまし
た。私は見ておりました、今職務というお話がご
ざいましたけれども、果たしてきちつとマニユア
ル化されて、自分が何をやらなければならないかとい
うことが明確になっているのかなという感じが
して実は受けとめておりました。

今授業再開しまして、片つ方では教育現場に教
職員が立つております。それで、先ほど申し上げ
ましたように片つ方では避難所のお世話、いろい
ろの救援物資が来ればそれをみんなに分配する、そ
の手配をしたり、さまざまな形でやっております。
これを一人の人がやっております。そして
その上に今度は、最近になりましてから大変児童
の方が、心の傷といひますか、例えば揺れがあつ
たら悲鳴を上げるとか、さまざまな形の心理的な
部分のケアにも教職員が携わっております。こんな
ことも実は何つてまいりました。

文部省ではこの点について、教育の上で支障は
ないのかどうか、お伺いしたいと思ひま
す。

○河上説明員 答えたいと思います。
被災地域の多くの学校が避難所として提供され
ているわけでございます。昨日現在で、公立学
校三百二十一校におきまして約十一万三千人を受
け入れているところでございます。各学校では、
住民の皆さんの生活の安定というものを基本に置
きながら、児童生徒の安全確保あるいは学習場所
の確保などを図りまして、これまで条件の整つた
ところから授業の再開を進めておりました、きよ

うですべての公立学校で授業が再開されているわけでございます。

ただ、ガスとか水道等の問題がございまして給食ができませんとか、あるいは通学の手段の關係で繰り上げて下校させる、こういういろいろな事情がございまして、神戸・阪神地区の公立の中小高等学校五百五十九校中二百七十校で短縮授業を行っている。また、被災者の受け入れ等によりまして二部制で授業を行っている学校が二十四校、他校や他の施設等を使っている学校が二十六校という状況にございます。

それで、こういう学校では、例えば体育の授業で十分運動場を使えないとか、理科の実験などで必ずしも十分本来の指導ができない、こういったところもございまして、多くの学校におきまして、できるだけ教育に支障が生じないようにいろいろ工夫を行ないながら、教育活動を進めているというふう聞いております。職員の方々もいろいろな工夫を行ないながら、授業のためにこれを行っておるということでございます。

以上でございます。

○長内委員 被害地の学校の問題は、まだまださまざまな問題がございまして、時間がありませんでして、学級編制を行う。そのときに、被災した子供さんたちが、疎開という言葉はないかもしれせんが、その地域から出ていっている。子供さんが少なくなっている。そのお子さんで勘定して先生の、教師の割り当てをする。後になってから、今度はまた復旧が進んでいきますとお子さん方が帰ってくる、そのときに先生が足りなくなるんだとか、こういう問題も含めまして、学校教育の現場ではまだまだ大変な問題があるかと思ひます。ぜひこの点につきましても御留意いただいて、対応をお願いしたいと思います。

時間がなくなりまして大変恐縮なんです、今回の法案について若干お伺いをしたいと思ひます。今回、さまざまな補助制度が特例として設けら

れました。これによりまして復旧の速度も進んでいくだろう、このように思ふわけでございます。

しかしながら、超過負担と申しますか、幾ら補助率が高くなりまして自治体の方は全体の金額が相当大きくなるのではないかと。そうした場合に自治体の救済対策と申しますか、負担をし切れなくなるような自治体の救済対策についてはどのようなお考えになつていらっしゃるでしょうか、お伺いいたします。

○小里国務大臣 提案理由の説明でも若干申し上げたつもりでございますが、このような被害甚大な一つの災害でございますから、申し上げましたように、補助事業の対象を拡大する、それから補助率を上げる、そういう一つの特別措置をとつておりますから、かなりその意味におきましては地方の財政負担は軽減されるものと思つております。しかしながら、それでもなおかつ足らざるところは、必要な、例えば地方債あるいは交付税等においてひとつ面倒を見ていこう、そのような方針でございます。

○長内委員 ぜひともそういう形で、これはもう自治体も被害者という立場でさまざまな形の配慮をお願いしたいと思います。

今回のこの特例法案を見ますと、病院につきまして、国庫補助の具体的な内容、どんなふうになつていくかといふ点、これは公立病院と政令で定める病院という形になつております。私は、医療施設というのは、先ほどの学校と同じように、このようなときには大変重要な施設である。災害に遭いまして多くの負傷者が出る、そのときに、公立の学校、警察、それから消防、これらと同時に医療機関といふのは大変大事な施設である、このように私は認識しております。

今回、なぜこのように公立病院と政令で定める病院という形で限定をしたのか、お伺いをいたします。

○磯部説明員 医療施設の復旧というものが大変重要だということは、委員御指摘のとおりでございます。そして、今まで予算措置でやつておりま

した公的病院に對します補助、それを、御指摘のとおり公立病院につきまして三分の二の法律補助をお願いしたところでございます。それから、民間病院に對しましては新たに、救急医療等の政策医療を担う病院に對しまして二分の一の国庫補助制度を創設したところでございます。

民間あるいは医療施設全体という御指摘かとも思ひますが、運営主体の性格でありますとか運営費のあり方等におきましていろいろの違いもあり、今回におきましては、今申し上げましたように救急医療等の政策医療を担つております病院を中心に法律をお願いしたところでございます。

○長内委員 病院に對する補助制度といふのがございまして、これが全国でどのくらいあるかといふと、予算額で、七年度予算額であります、百二億、こんな金額になつております。

一九八一年の建築基準法の改正以前に建築された病院といふのはまだまだ多い。そして、いざ災害といふときには大変にこの病院というのが重要な役割になつてくるということを考えた場合に、私は、この補助率それから対象を病院についてはもつとよすべしやないかと。それと同時に、今申し上げました近代化施設整備補助金という枠ももつと大きくすべきやないかと考えますが、いかがでございましょうか。

○磯部説明員 今委員御指摘のとおり、医療施設近代化施設整備事業を今回弾力的に運用し、被災病院等にも適用することとしたところでございます。

現在、この医療施設近代化施設整備事業の災害關係の所要額を調査中でございますが、必要な予算の確保を図り、可能な限りニーズにこたえるよう努力していくつもりでございます。

○長内委員 まだまだ議論したいところなんです、時間になりました。

先ほどの学校の問題、それから今の病院の問題。特に学校の問題では、今回の法案の中には学校は載つておりません。これは従来の法律の中で

ということだと思ひます。しかしながら私は、この従来の法律の中の学校につきましても、やはりこんな補助率でいいのかなという疑問を持つております。そして、私立であろうが公立であろうが、今回私立の学校でも随分避難所として使われている学校がございまして、このようなことを考えた場合には、やはりもつと手厚くこの辺のことは配慮すべきではないか、このように考えております。いずれにいたしましても、災害が起きて私たちができることは、救急の対応と、それから二度とこのようなことが起きないというための予防だと思ひます。ひとつここに心して対応をお願いしたいと思ひます。

終わります。

○日野委員長 次に、小池百合子君。

○小池委員 阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律案につきまして、若干お尋ねさせていただきます。

本日、私、本会議場の方で代表質問に立たせていただきましたけれども、冒頭申し上げましたのは、今回のこのいふ災害に對する法律、例えば激甚法などを初めとする災害關係の法律をずっと見てまいりますと、これまでの災害の被害に遭つた地域といふことからさまざまな法律が積み上げられたといふこともございまして、なかなか大都市に對する対応ということがこれまでの従来の法律ではカバーしきれないということをつくづく感じてゐるわけでございます。

また一方で、都市の住民といふと、いわゆるサラリーマン、サラリーウーマンという方々の住宅地が今回非常に大きな被害を受けたわけでございまして、彼らの納税者としての扱いと申しましようか、それをきつちりやるのが、今回のこの災害に向つて我々すべてが対応していかないといけない姿勢ではないか、そして現実ではないかというふうにおもひます。

そこで、各点伺わせていただきたいのですが、まずこの中に、住宅地、土地に關する項目といたしまして第七十五条あたりからずと出てきてい

るわけなのでございますけれども、これまでどちらかと申しますと、倒壊したり焼け落ちたりといったような、テレビにしょっちゅう出てくるようなそういう場面、そういった被害に対してのさまざまな対応策が練られてまいりました。言ってみれば、これは外科的な問題であると言えます。

しかし一方で、このところ非常に現地の方で出てきております問題は、家はまだしつかりと建っているけれども、しかし地盤そのものが、亀裂が入ったり、液状化によって非常に勾配ができてしまったたり、もしくは、これまで大丈夫だった裏の山が崩れ落ちそうになっているというようなことで、人工島の土地の問題、そして斜面を切り開いてできた造成地の問題。先ほど申し上げましたように、火事で焼けた家屋、そして何と申しましたら、本当に無残な姿になって倒れたマンションであるとかビル、こういったところも非常に問題ではございますが、ここは外科的な問題。そして、私が今申し上げましたようなことは、これからどうなるか、また問題をやらんでいるという意味では内科的な問題ではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、この七十五条をよく読ませていただいたわけではございますけれども、例えば山を切り開いて宅地造成をし、そこを個人が購入するわけですね。ところがそこに大きな亀裂が走り、そして壁が壊れてきている。それが、例えば西宮市の仁川の百合野町といったところなどは、はつきりとした地盤を起こしてしまつたわけでございまして。こういった宅地の造成に關しまして、非常に、住民がまだまだ恐怖におののいている状態が続いております。せんだつて小里大臣が視察に訪れたという宝塚市、残念ながらそこはごらんいただいたと思いますけれども、そういった宅地を購入した方々の一番の恐怖と申しましようか、これは宝塚市のみならず東灘区、西宮市、全体に広がっている。つまり、六甲山系というのはそういうところなんですね。

そこで、まず調査をしていかなければならない

と思うのですが、ではその調査を一体だが、どこがその費用を負担してやっているものなのか。現実の法律上ではどうなのか、そして今回の法律上ではそういったことは触れられているのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○小里国務大臣 専門的なところは建設省もおいでいただいておりますからお答え申し上げますけれども、今先生のお話と思うのでございますけれども、今先生のお話は、要するに住宅は被害はありせん、宅地が、擁壁が崩壊等をいたしております、そういう前提のお話であろうと思うのでございますが、その復興費用についても、住宅金融公庫等におきまして長期かつ低利の貸し付けを行ういわゆる災害復興宅地融資制度を今回創設をいたしておりますから、ぜひこれを活用いたしたい、そういうことをまず申し上げる次第です。

それから、被災宅地の復旧については、個人の財産でもあり、一般的には、今回新たに創設する今申し上げましたそのような制度等を含め、住宅金融公庫の融資制度の積極的な活用もいたしたいと思ひますが、また同時に、ちよつとお話がありましたように、ああいう山ろく、山岳地帯では、宅地が幾つか隣近所広い面にかけて被害を受けておる。そういう場合、放置すれば周辺に大きな影響が及ぶおそれがある場合等、公共施設の復旧事業に關連すると認められる場合などによりましては、被災原因の対策として、災害関連のいわゆる公共事業制度を積極的に活用したい。これが現在の建設省の方針であり、また私もそのように承つておるところであります。

なおまた、調査というお話でございますが、もう既に建設省では現地に調査に行つておられるもの、私はさように判断をいたしておりますが、またひとつお聞きを願ひたいと思ひます。

なおまた、先生の地元であられると思ひますが、市長さんの方からもそのお話は具体的に承つておりまして、第一次的な返事は二、三日前に私の方から申し上げておきました。

○保科説明員 裏山のがけ崩れとかそういう面

についてのお尋ねがございました。また、現行制度でどうなつているかということでございますので、お答え申し上げます。

被害の原因が地盤の深部に及びまして、すべり面を有するような地すべり現象と認められた場合、かつ規模が一定の要件を満たしておる場合においては、地すべり等防止法がございしますが、それに基きます地すべり対策事業によりまして、地盤の移動防止を目的とした対策工事を実施することができま。

また、委員御指摘の住宅の裏山等のがけ崩れに對しましては、同様に、一定の要件を満たした場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に關する法律に基きまして、がけ崩れ防止工事を実施することができま。

また、これらの地すべり及びがけ崩れ防止工事の事業主体は、一般には都道府県でございまして、対策事業計画の策定にかかわる調査につきましては、当該都道府県及び地元の市町村が実施しております。

○小池委員 いろいろ御説明いただいたわけでございますが、要は住宅金融公庫の低利融資ということでございますが、この融資を受けることができない方といったところを見ますと、住宅の損害であつて、なかなか宅地そのものの損害を受けた方に対してはその対象とされていらないようなのでござい。

ある種、家が壊れた方というのはこれは大変な被害でござい。そしてこの融資を受けてまた建て直すということができま。しかし、その地盤が壊れている方、ただし家はまだちゃんと残つていてという方というのは、現実を考へてみると、もしその地盤がもう壊れていたらならばまず地盤を直さなくちゃいけない、そして上物も直さなくちゃいけない。もし上物をそのままにした上で、技術的にどういふことができるのかよくわかりませんけれども、地盤の強化ということができればまたそれはそれなんでしょうけれども、しかし私なども実際に見ておりますところは、亀裂が

走つて、どうしてもまず上物は取り除く、それから地盤をやり直すというようなことで、ある意味ではダブルの被害ということになるわけでござい。

こういった宅地、これはまた先ほど申し上げましたように、六甲山系というのは非常に夜景がきれい。なぜかという、山と海がすぐ迫つてくるからでございます。ですから、そういった地域というのがあの地域は非常に多いわけですし、また、そういった状況にある造成宅地というのは日本じゅうあらゆるところにあるわけでござい。ですから、今回こういった地盤というところは、先ほど申し上げたけれども、これらの地域に對して、造成宅地をどう扱うかというのは一つの大きな試金石にもなる。また、それに十分措置をしなければ、今後の宅地造成への信頼感ということ是非常にそがれるのではないと思ひます。

今お答えをいただきましたけれども、その宅地、そういった造成宅地について、また同じような状況として人工島の液状化の問題がござい。これもほとんど共通する問題というところでございますので、こういったことに関してこれからもつと考へられること、御計画がありますでしょうか。そういった想定についてはいかがでしょうか。

○小里国務大臣 先ほど申し上げましたように、宅地そのものの被害もこの際は融資の対象にいたします。そういう新規制度でもできましたことも含みの上でお話してござい。ただいまお聞かせいただいております趣旨はよくわかりました。今後また機械に触れて検討する機会もあるし、また対応策をよく検討してみたいと思ひます。

特に、くだいようでござい。宝塚あるいは川西等々はそのような要望が非常に強い、さうに私も認識をいたしております。

○小池委員 それだけではなく、東灘、芦屋、西宮全域であるということもござい。

そしてまた、その宅地造成のときには、市であ

るとか県が認可しているわけなんです。そうすると、その責任の所在というのはどこまで現実的に追及できるのか、これについてはいかがでしょう。建設省の方、お願いいたします。

○竹村説明員 今御指摘になりました、造成宅地をいいますか、造成をするときに、都市計画法の開発許可ですとか、宅地造成等規制法というのがございまして、そういうものの許可を受けている土地がございまして、これらについてはきちっとした基準に基づいて許可をしておるところでございますけれども、現在、造成宅地の被害状況については、県、市において調査をしておる段階でございます。

今御説明ありましたその責任ということでございますけれども、これにつきましては、もう既に第三者といえますか、住んでいる方に売られているものでございまして、その調査の実態を見まして私どもも勉強してまいりたいと考えておりますが、今のところ調査実態の把握に懸命に努めているという段階でございます。

○小池委員 一つ壊れるかわからないところに住んでいる方々の気持ちということもよく考えて、できるだけ早くその調査、そして今後のあり方というものをしっかりと定めていただきたいと思ひますし、また、現行法等々を拝見いたしますと、こういった造成宅地というのは、その中の道路であるとか学校などについては、激甚法が適用されたり、そのカバースるところがあるのですけれども、一たん個人の財産になつてしまつたからというだけでその個人の責任にはできないほど広い広がりを持っているところなので、例えば災害土地基盤法といったような新しい考え、新しい法律ということでカバールしてみたいかどうかというふうに思ひますが、こういった新法の立法化についてのお考えはいかがでしょう。

○村瀬政府委員 先ほどから申し上げておりますように、今回の法律制度では、公庫に宅地だけが壊れましたような場合の融資制度を創設したわけでございます。それから、先ほど建設省から申し

上げましたように、地すべり等防止工事あるいは急傾斜地の防止工事といったようなことで、やるべきものはやろうというところでございます。

今先生がおっしゃいましたようなものでございまして、基本的には何と申しまして宅地というのは個人財産でございまして、先ほどから、今回制度化いたします公庫の融資、基本的には融資というもので対処する。特に影響が大きいような場合、先ほど申し上げましたような公共工事で行う場合ももちろんございまして、あくまで基本は融資制度によつて対応すべきものというふうな考えをしておるところでございます。

○小池委員 こういった宅地の造成、これから各地で行われることでありましようが、国土の開発をいふたこと、急傾斜のところまで住宅の開発を進めていくといったような国土開発の観点から、国土庁長官としてはどういう哲学をお持ちなのか、ここで伺わせていただきたいと思ひます。

（委員長退席、石橋大委員長代理着席）
○小澤国務大臣 今先生の御指摘は、防災も含めて我が国の国土開発をどう考えるか、こういった御指摘であらうと思ひます。

先ほど吉岡先生にもお答えをいたしました、政府といたしましては、全総計画、いわゆるこれからの国土づくり、町づくりはどうすべきである、こういった観点から、先ほど申し上げましたが、全総については、全総に始まり、新全総、三全総、四全総にたまたま参つております。これを今度は平成八年を目途として、十一月十日に国土審議会を開催し、総理並びに私から、全総にかわる新しい全総、この計画をお願いしたいというところであります。これに基づいて国土審議会では一回、二回と会合を重ね、三月にもまた審議会を開催することに相なつております。

これらを踏まえて、八年をめどということをお願いを申し上げ、国民の生命と財産の安全確保は国土づくりの基本であります。新しい全総計画においても、安全でそして質の高い、ゆとりのある

国土の形成が最も重要な課題であると考えております。そのためには、東京一極集中を是正しまして、分散型の国土をつくっていくことが基本であると思ひます。

したがって、新しい全総計画の策定に当たりましては、今回の阪神・淡路大震災を初めいたしまして、最近の一連の災害についての経験等を踏まえまして、広域的な幹線交通、そして通信網の複数代替ルートの確保、業務機能の多元化等、災害に強い国土づくりを行うべく鋭意努力してまいり所存であります。

○小池委員 国土の開発、一極集中を避けて地方分権ということでございますが、例えば神戸というのは、既に一極集中の東京から外れているところである、そういった開発が行われているわけでございます。これからこういった急斜面のところにも造成をしていくのかということでございますけれども、これからはコストと安全、これについて国民に知らしめる必要があるかと思ひます。

例えば、アメリカでは活断層の上の住宅地の開発は法律で禁止されているというふうに伺つておりますが、国土全体の活断層上にある傾斜地宅地の資料公表ということはできないものなのでしょうか。

○鎌倉政府委員 お答え申し上げます。

活断層につきましては、既に活断層調査というものがございまして、公表された立派な本もございまして、それで、例えば果ては所在の直下を活断層が通っている都市がどれくらいあるというわけなことも、わかつていることはわかっているわけでございます。ただ、日本はいかんな活断層が非常に多いところでございますから、そこを逃さないで都市をつくる、あるいは高速道路をつくるということとはなかなか難しいことだらうと思ひます。

先生御指摘のもう一つの点は、土地利用、国土利用、まあ土地利用の問題だろうと思ひますけれども、私ども、全国総合開発計画のほかに、もう

一つ国土利用計画というのをやつておりまして、全国計画、都道府県計画、市町村計画、そういったものをつくつております。これも全国計画は現在改定の時期になっておりますので、国土利用計画、全国計画、都道府県計画、市町村計画、つくつてまいるに当たりまして、安全の問題というのはさらに一層重点を置いてやつていきたいと思つております。

○小池委員 活断層という言葉もことの、何ていふんでしようか、最もはやると思ひますか、知られる言葉になつていくようにございまして、けれども、これまで活断層と聞いても私たちは余り反応もしなかつたということもございまいし。しかし、今後、こういった活断層がどこにあつて、どういふ活動をこれからする可能性があるのかといったような、ディスプレイではありせんけれども、よりPRに努め、そしてその後は個人の判断ということになってくるのではなからうかと思つております。

その意味でも、防災の見地から、活断層、それからもつとほかの災害の可能性ということも、これはまず知らしめるという、情報開示ということにぜひとも努めていただきたいと思つております。

続いて、商業地関係のことについて伺ひますが、本法の六十六条の商店街振興組合等の共同施設に対しての補助であるとか、そういった商業地に対しての配慮ということがされていくわけでございます。商店街がすべて壊れてしまつた、そしてその商店街の方々は、これはどの地域でも同じでございます。また、そこで店舗でも営業したいという御希望が大変多いわけでございますが、なかなかその代替地が見つからないというのが現状でございます。

それに、これからの土地整理等々でこれまでも自分の店があつたところのものを建てられないうような状況でございまして、彼らとすれば、特に商業を営んでおられる方々というの

はお店を開かないと収入がないわけでございますので、代替地の確保について、どうやって彼らに助けることができるのか。

この法律をざっと読ませていただく中では、その部分は入っていない。むしろ自己努力と、もしくは市などの協力といったようなところかと思うのですが、現状ではいかがなんでしょうか。

○小沢説明員 区画整理事業地区におきまして、商店街が昔あった、それを、その事業中に仮設店舗にしまして要望があった場合に、区画整理事業なんかではどういふふうに対応するのかわからないに理解させていたいただきましたけれども、まず、一般的に区画整理事業をやる場合におきまして、地権者の生活再建等の意向を十分把握いたします。その中で、そういう仮設店舗等の御要望がある場合には、この事業地区内でできる限り仮設店舗の要望にこたえていこうということで、これまでも、全国の区画整理の事業をやっている中에서도そういう対応をさせていただいております。

その場合に、こういう商店街は非常に地域密着型でございますので、余り離れたところに代替地を用意して、そこにある一定期間行つてもらうというところは、顧客と離れてしまうわけでございますので、通常そういう場合にはできる限り事業施行予定地区内で土地を見つけてまして、仮設店舗をつくるということをしております。

もう少し具体的に言いますと、酒田の大火の後、区画整理の場合もそうだったわけでございますが、区画整理をやりますと、事業が終わりました後、広い道路ができ、公園ができます。そういう公園や道路の予定地、将来公共用地となる予定地につきまして、集中的にそういう土地を使いまして仮設店舗をつくつたというのが酒田の例でございます。

今回につきましても、それぞれの地区ごとに地権者の意向、生活再建の要望等をそれぞれの自治体が詳しく聞くとお思います。その中で、そういう御要望があり、必要が出てくれば、その事業地区内を中心に商業の仮設店舗を区画整理事業の中で

つくっていくというふうな対応を、多分自治体としてはするのではないかと思っておりますし、私どももそういう場合には積極的に対応していこうというふうにしております。

○小池委員 商業地の土地区画整理事業というのがこれから着手されるわけでございますけれども、それぞれの権利の問題が大変重要になってまいります。

土地を持つている人、地権者、その上に建物を持つていられる人、そしてそれを借りていられる人というこの三者がケース・バイ・ケースによつてあるわけでございますけれども、私が理解しているところでは、土地区画整理事業というのは地権者とその上物を持つていられる方の権利が守られるというわけでございますが、一方で、都市再開発事業になりますと、先ほど申し上げた三者のそれぞれの権利ということが保有されるというふうな理解されております。

そうしますと、実際にこれから再開発が進められていく際に、土地区画整理事業と都市再開発事業、その権利の保有がどちらが優先されるのかというのをよくと確かめたいんですが、お答えいただけますでしょうか。

○小沢説明員 まず、区画整理事業の場合について御説明させていただきたいと思っておりますけれども、区画整理事業は、御承知のように、土地に着目した事業でございます。その事業地区内で公共施設を整備し、宅地利用の増進を図るところとで、ある宅地を従前のところから従後のところに移しながら整形した宅地にして、土地の利用の増進を図るという事業でございます。そういう意味におきまして、例えば土地の上にアパートがある、借家があるという場合に、その借家の方の権利はどうなるかということになりますと、大家さんと借家人のいわゆる民衆の契約関係につきましては、区画整理事業において一向に変化はございません。事業前の契約関係がそのまま継続されるというふうになるわけでございます。

地権者の意向を十分把握して、意向にできるだけ合った形で事業を進め、将来のきれいな町をつくっていくというやり方をするわけでございますが、それぞれの事業の節目節目でそれぞれの御意見を聞くという手続が用意されております。その中で、当然のことながら、借家の方あるいは店舗を借りておられる方、こういう方につきましてはも同様に意向を把握するという場面がございます。また、それが反映されるように事業が執行されていくということになるかと思っております。

また、緊急のマークを配るところが警察ではなくて自治体の方から配るということでございますが、実際には自治体はまだ行政の、被災者の方々、避難民の方々の毎日のケアに追われておりまして、この許可証を渡す事務でさえ到底手が回らないというふうなことでございますし、また今度は規制を強めるということでございますから、その数がぐっと減ってくるわけですね。そうすると、もたえらる人ともたえない人。それから、実際に資材を運び込んだり運び出したりしてはいけないう車のコストにはね返ってきているというふうな状況が、もう既に起こっているわけでございます。

そして、三番目の点に移らせていただきたいと思います。地震の発生当日から現地は大変な交通の混乱となりました。そして、一キロメートルを進むのに数時間かかるという信じられないような交通渋滞、渋滞といいますが、そのまま動かないというような事態に陥りまして、これが何日も続いた。また最近では、瓦れきなどを乗せましたトラックがこれまた渋滞の中を走っていく、渋滞の中を走っていくという状況が続いております。

今なぜこの規制が強められたのか、そして、この新たな混乱を一体どのように対処していこうと考えておられるのか。御担当の方、何かわせてください。

これは当初から言われたことでございますけれども、消防車も走らない、そしてパトカーも走らないといったような交通渋滞が当初から巻き起こつて、それに対しての緊急車両規制がなぜ行われなかったのかわからないことが今も問題となっているわけなんです。ここへ来まして急に、通行許可の車両の変更というのが、たしかあすから行われるというふうな何ってあります。

〔石橋大〕委員長代理退席、委員長着席

これまで、実際に渋滞の中に私自身入って不思議な気持ちになってしまったのですが、緊急の「緊」であるとか、許可の「許」というマークをつけ

た車が、全部そのマークをつけているわけでございます。それで、それによつてむしろ渋滞が起つてしまっているというふうなことでございます。ところが、ここへ来て、急にその規制が始まっている。一体なぜここに来てそういうことを始めたのか。

緊急のマークを配るところが警察ではなくて自治体の方から配るということでございますが、実際には自治体はまだ行政の、被災者の方々、避難民の方々の毎日のケアに追われておりまして、この許可証を渡す事務でさえ到底手が回らないというふうなことでございますし、また今度は規制を強めるということでございますから、その数がぐっと減ってくるわけですね。そうすると、もたえらる人ともたえない人。それから、実際に資材を運び込んだり運び出したりしてはいけないう車のコストにはね返ってきているというふうな状況が、もう既に起こっているわけでございます。

次に、二月二十五日、明日実施されます復興物資輸送車両の規制についてでございますけれども

も、今後、被災地におきます復興事業が本格化するに伴いまして、復興事業のための資材等の輸送需要や市民生活のための交通需要というものが発生してまいります。これに配慮した総合的な交通対策を実施する必要があるというものでございます。そこで、兵庫県公安委員会では、明日から道路交通法による交通規制を実施することとしておるわけでございます。

この交通規制では、関係省庁、関係自治体等を通じて実施しました復興物資の輸送需要等に関する調査の結果を踏まえまして、瓦れきの搬出、仮設住宅の建設、電気、ガス、道路等の復旧のための輸送や生活物資の輸送を円滑に行うため、復興物資輸送ルートや生活関連物資輸送ルートを設定するものでございます。このため、具体的には、ルート別、時間帯別あるいは車種別に規制を行うなど、きめ細かな対策を講じることとしておりまして、例えば国道二号線では、貨物自動車、バス等については終日走行することができず、深夜におきましては一部の区間を除きまして規制を解除することとしております。

○小池委員 ただいま詳しい御説明を伺ったわけでございますけれども、なぜもと早く緊急の通行車両に対しての規制を行えなかったのか、むしろその方を伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤説明員 先ほどもお答えいたしましたように、発災直後、一月十七日でございますけれども、この時点で、警察官により道路の被害状況の把握に努めまして、通行が不可能な道路、危険な道路への立ち入りといえますか、いわゆる通行制限を行ったところでございます。緊急輸送路の確保につきましては、その路線につきまして応急措置ができた、あるいは緊急輸送車両が通行可能だと確認できたところにつきまして、翌日の十八日午前六時から、道路交通法に基づく緊急輸送車両以外の通行を禁止したといった意味で、当日から交通規制は行っているところでございます。

○小池委員 通行規制は行われたのでありまして

うが、しかし、現実は大変なパニックだったわけでございますね。こういったことを踏まえまして、こんな天災、災害はしょっちゅう起こってほしくないわけでございますけれども、今後こういった非常時に際してどういふような対策を考えておられるのか、お願いいたします。

○伊藤説明員 今後の対策についてでございますけれども、まず、発災当初におきましては警察官が交通整理等を行ったわけでございましては、警察官も、当時は通行可能な道路の数が限られておったこと、またたたくさんの避難車両であるとかあるいは親族の安否を気遣う車両がその地域にたくさんあったということ、また警察官自体も人命救助を第一に活動しておったという様な事情もございまして、交通規制を十分行うことに支障があったわけでございます。しかし、翌日各県からの応援部隊等が集まるにつれまして、交通、いわゆる緊急輸送路の確保というものが次第にできてまいったということでございます。

今後につきましては、早期にそうしたいわけの通行可能路を把握するための体制の整備等を図ってまいりたいと考えております。

○小池委員 それでは、最後に一つだけ質問させていただきます。

今回のこの法案そのものでございませぬけれども、やはりこれから、またいつ来るかもしれぬ地震に対して、まだ地域の住民たちは大変不安に思っているわけでございます。そこで、せんだつても猪名川町におきまして震度計の設置ということをお願いしたわけでございますが、問題は、この震度計、そして地震計というのは、お互いにネットワーク化していないと、電話線のつながっていない電話みたいなところがございます、せっかくの情報がシェアできない、そういう現実になっているわけでございます。

実際に地震計について、また震度計について、気象庁、そして地震研究所等を持ちます各大学であるとか、それから国土地理院とか国土庁とか運輸省とか、現時点でどういふネットワークが組ま

れているのか、お教えください。

○山下説明員 御説明申し上げます。

ただいま先生御指摘のありました地震計を例にとりますと、例えば東海地域につきましては、気象庁の常時監視のために、他機関のものも含めて監視に必要なものは気象庁へ集中化が図られていてという状況でございます。さらに、例えば大学間でございますと、インターネットで観測データが流通するようなスキームが確立をしております。

さらに最近、そのインターネットを利用して各省庁の研究機関間の研究情報を交換するために、省庁ネットワークと私も呼んでおりますが、そういったネットワークの構築を進めておりますので、こういったネットワークを利用して先生御指摘のようなデータ流通の促進に今後とも努めていきたい、こういうふうに考えております。

○小池委員 例えば警察の無線であるとか消防の無線であるとか、それら現実上からそうなっているのかもしれませんが、いろいろな情報のシェアというのがシステムのなかなかできないという様な問題点が今回非常に目についたわけでございます。コストの面から、そして情報シェアするという意味からも、そういった一元化、ネットワーク化ということをやっているのだと思います。

時間が参りましたので、これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○日野委員長 次に、白沢三郎君。

○白沢委員 まず最初にお断りしたいのですが、僕も風邪を引いておりまして、それからお聞きをしますと両大臣とも飯もまだ食っていない、こういうことでありますし、席の皆さん方も大分お疲れでありますから、簡単に、しかも時間内に私も終えたいと思っておりますので、ぜひとも御協力よろしくお願い申し上げます。

実はお聞きをしたい点はたくさんあるのです。この災特、あるいは建設委員会、あるいは予算等々でも随分と出てまいりまして、それでリストを全部挙げていただいたのですが、これはもう大体五十か六十項目挙がっております、ほとんど出しております。それで、小里大臣からお聞きをいたしますと、名文句を言われたのですが、すべて耳しげく足しげく通つてもう万全だ、こういうことでありますから、私も全面的に御信頼を申し上げて、そして一日も早く復興対策に御努力願えればありがたいな、こう思っております。

なお、きょうのこの趣旨説明を拝見させていただいて、分厚いものですから短時間ではちよつと見れなかったのですが、先ほどの補助、公立病院は三分の二で民間は二分の一である、こういう補助でありますけれども、一点だけ、社会福祉法人は補助が三分の二で、民間の学校施設等々はどうなっておりますのか、まずお聞きしたい、こう思っております。

それから、今出てきたもので恐らく神戸からの要望事項は全部小里大臣のところに出てきていると思いますが、これでほとんどカバーできているのかどうか。そしてまた、これから新しく出てきた場合は、それを補正で組むのか、あるいは特別立法で追加をするのか、そういう用意があるのかどうか、これが第二点であります。

それと、適用範囲。これは大体書いてありますが、なお検査中の中にもつと出てきたらこれをどうするのか。

この三点、まず簡潔にお聞きをしたいと思っております。

○村瀬政府委員 まず、私立学校でございましてけれども、これは現行の激甚法の中で補助率二分の一というふうに決まっております。

それから、今回のこの法律で県の要望をすべてカバーしたのかということでございますが、この法律の作業の前に、現実問題として既に予算措置等で実施しているものも幾つかございます。そういったことも含めまして、しかも、この法律では、法律で書かないとできないというものを整理しております。そういう意味で、今まで実施したものを含めて、県の要望にはこたえているというふう

に考えております。

それから、今後の措置でございますけれども、当面の復旧という点につきましては、先ほども大臣も申し上げておられると思いますが、この法律、それから先ほど申し上げました既に実施しておる措置等を含めまして、すべて網羅しておるというふうに考えておるところでございます。

○白沢委員 ぜひともよろしくお願いしたいと思っております。

次に、第二点目ですが、義援金の問題。

実は私、昨夜テレビでやったという報道を後でお聞きをしたのですが、私それを拝見してなかつたものですから存じ上げませんが、いろいろなところからお聞きをしますと、この義援金、大体今現在どのぐらい、お人様の情けのお金でありますからこれは大切にしなければならぬのですが、現在どのぐらい集まっています、どういうシステムで、そしてどう義援金を配付しているのか。

一説によりまして、七つか八つの市町は見舞金と称してプールしておる、そして何分の一義援金の方にしておるとか、それから、まだ義援金を出していない、こういうようなこともお聞きをしておるのですが、簡潔に、その辺どうなっているのか。不公平のないように、こういう要望であります。

○小里国務大臣 先生お話しのように、義援金はせつかくの皆様の浄財でございますから、公平にそして有効にこれをお使いいただかなければならない、そういう観点から私どもも助言を申し上げております。

なおまた、二月二十二日現在で一千十億円、かように承っております。

なおまた、申し上げましたように、義援金は被災者の住所のいかんを問わず公平にあるべきものでございますから、ただいま、数カ市町でございますが、云々のお話ございましたが、それらも、地元の義援金募集委員会におきましてこれの使途などについても公正に審議が行われておると承っております。なおかつ、甚間そのようなうわさを

私どもも承りましたけれども、その後全体として一元化されまして、公正にこれが管理がなされる、さように承っております。

○白沢委員 日赤等々で一つできちんとやっておるのだらうと思いますが、ぜひとも強く要望をしたい、こう思っております。

なぜこういうことを言うかと申しますと、実は私の友人なんです、まだ二人、避難生活をやっておるのです。マンションがつぶれてしまつて、ある人はうちが火災、こういうことでして、大変つらい毎日を送っております。我々は新潟県で新潟地震というものを実は経験いたしました。それからまた、私の選挙区に近いのですが、酒田の大火、こういうことも経験をさせていたいた。そういう経験上お話を申し上げておるものであつて、この義援金というものは国民の皆さん方の本

当の浄財、真心から出たお金でありますから、ぜひとも監督をよろしくお願い申し上げたい、こう要望をしておきたいと思っております。

次に二、三点まとめてありますが、今お聞きをいたしますと、ガスの復旧率が一番おくられているのではないかと、こういうような話であります。今現在三〇％とか、四〇％等々、あるいは四〇％を超えた、こういうようなことがありますけれども、復旧するのはいつごろか、これが第一点。

二点目は瓦れきの対策であります、この中で、いろいろな粉じんが出て、先ほどもマスクの件が出たのですけれども、アスベストの問題が最近大きな問題になってきておる。大体僕らは素人でありましてからわかりませんが、大気の中に、一リットルの中に何本とか、何とかという単位があるのだらうとありますが、がんとおとになる。それから、古い家にはアスベストを使つておつた、こういうようなことは当然であります、その対策を今どうやっておるのか、あるいはこれから取り組んでいくのか、そういうことであります。

第三点は、今各都道府県で県の教員の異動時期であります。どこの都道府県もそうであります、新しい新学期を迎える。先生は、どこに我々

は転勤をするのか、こういうような時期でありますけれども、生徒さんが、この震災であちこちほかの都道府県に行つていらつしやる人もおりますし、避難生活をしておる方もある。そして、新学期を迎えるに当たつて、いろいろな精神的な不安、そして、ああ学校に戻つてきた、おらの先生がいた、私の先生がいた、こういうような心理的な面も相当あると思つておるのです。

ですから、これは兵庫県の教育委員会でありまして、これは兵庫県の教育委員会でありまして、しょうけれども、そういう先生の異動に配慮をされておるのかどうか。ただ定期的に、事務的に、何年いたからもう転勤だ、こういうことではなくて、心温まる人事異動をぜひともお願いできればありがたい。

この三点、よろしくお願いしたい。簡単に結構です。

○浜谷説明員 お答えいたします。

ガスの復旧状況でございますけれども、先生御案内のとおり、地震発生当日、二次災害防止という観点から、神戸市、西宮市等を中心にして八十五万七千軒の需要家におきましてガスの供給を停止したところでございます。これにつきまして、大阪ガスといたしましては、他のガス事業者からの二千三百名という作業員を投入いたしまして、早期復旧を図るべく最大限の努力をいたしておるところでございます。

○白沢委員 何割ぐらいですか。

○浜谷説明員 現在までのところ、四十一万三千軒ということで四八％という状況でございます。そういうことで、最大限努力いたしておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○柳下説明員 瓦れきの処理に伴いますアスベスト問題についてお答え申し上げます。

御案内のとおり、現在、建築物の解体撤去に伴いまして、アスベストの飛散による健康影響が懸念されております。アスベストは発がん性があるというふうに指摘をされておる物質であります。環境庁は、直ちに建設省、労働省等と対策に努

めてきたところでありますが、あわせまして、環境モニタリングを実施いたしました。その結果でありますけれども、現地のアスベスト濃度は、おおむね我が国の全国の都市の環境濃度の変動の幅には入つておりますけれども、中心市街地等ではやや高い。特に、飛散対策などが十分講じられていないビル解体現場では、周辺の地域よりも約十倍ほどの高濃度が測定されまして、何らかのビル解体による影響が認められたところでありました。

したがいまして、なお一層の対策の充実が必要と認識しておるわけでありまして、実は、二月九日以来、政府内部にありましてアスベスト対策関係省庁連絡会議というものを何回かにわたりまして開催いたしました。現在現地では大変に厳しい状況であります、その状況にに応じたより具体的なアスベスト対策の徹底のために推進すべき方策を、昨日、二十三日でありますけれども、取りまとめたところであります。

今後、この取りまとめに基づきまして、関係省庁と一体となつて、その指導の徹底、対策の徹底を推進したいと考えております。

○矢野説明員 今回の震災によりまして、委員御指摘のように、精神的に不安定な状態になつてくる児童生徒も見受けられると聞いておるところでございます。学校におきまして心の健康の問題に十分留意しなければならぬ状況にあるわけでございます。したがいまして、御指摘の教員の人事異動につきましては、委員御指摘のような点も考慮しつつ、任命権者でございます兵庫県教育委員会及び神戸市教育委員会において適切に取り扱われるものと考えているところでございます。

文部省といたしまして、両教育委員会におきましてそうした点にも十分留意した教員人事が適切に行われるように指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○白沢委員 どうもありがとうございます。このアスベストの問題なんですから、かつて、私も県議会出身でありますけれども、アスベスト

対策、アスベスト、アスベストと日本じゅう大騒ぎをしたことが実はあるのです。それで、西宮では普通の全国平均より十倍以上もある、こういうようなデータも出ていますのであります。これは、これはくれば、健康上の対策も含めてこれから御努力をしていただければありがたいな、こう強く要望をしておきたいと思っております。

次に、弔慰金、見舞金でありますけれども、これはまだ補正が通っていないからでありますけれども、補正は来週月曜だ、こういうことでありますけれども、この見舞金、弔慰金は大体いつごろ配付できるのか、この見通しをお聞きできればと思っております。

それともう一点、できるなら外人の留学生も、不法でない方もおられますし、外人で合法的に日本で生活をしておられる方もおられますけれども、これも不平等にならないようにするのはもちろんでありまして、その点どうなのかをお聞きをしたいと思います。

○松尾説明員 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たりますのは、市及び町が、遺族の把握、受取人の確定、障害程度の認定等の調査、支給事務等の手続に慎重を期するために、事務処理にどうしても一定の期間を要します。このため、死亡者及び負傷者が多い神戸市、西宮市、芦屋市等におきましては、なお日数を要すると見込まれております。したがって、支給体制が整った市町から早急に支給するよう指導しているところでございます。

本日現在、災害弔慰金につきましては、兵庫県及び大阪府の十四の市町で支給されているところでございます。

また、災害弔慰金及び災害見舞金は、自然災害により死亡した住民の遺族及び重度の障害を受けた住民に対して支給することとなっております。住民とはその市町村の区域内に住所を有する者であり、国籍は要件とされておりません。このため、永・定住の外国人はもちろん、企業の駐在員や留学生も、一般的に日本国内に住所を有して

いると見られるためその対象となりますが、外国からお見えになりました旅行者は支給の対象にならないところでございます。

○白沢委員 この被害者は、いろいろなことで報道もされておりますように、亡くなっても葬式代も払えない。あすの飯も食えない。さらには、あさつてもあるいはその先も希望が持てない。こういう方が随分多いわけでありまして、できるだけ早く弔慰金あるいは見舞金をお手渡しできるように御努力をお願いいただければありがたい、こう思っております。

いろいろな現象が今出ておると思うのですが、酒田の場合も実はそうでありました。神戸は世界でも有名な貿易港である、こういうことであります。が、災害で埠頭はやられておる、港はだめ、町もだめ、こういうことになりまして、時間が食って、土地区画だ、あそこだと言っているうちに、大手の会社あるいは民間の企業も大阪等々に営業所を移す、支店を移す、本社を移す、こういう経済の空洞化も実は懸念されることであります。

これは小里大臣に特にお願いをしたいのですが、今一番大切なのは時間との戦いである、私はこう認識をしております。あらゆる点で、あなたの権限で一刻も早く御努力を願えればありがたい。それがひいては将来の新しい神戸、新しい世界に向けての神戸ができる、神戸・阪神の町ができる、こういうことにつながろうと思っております。それから、ぜひとも御努力を願えればありがたいな、こう思っております。

次に、仮設住宅。これは何回も何回も実は出ておるのですけれども、どうも一向に、先ほども長内議員が、大臣も、三月中旬に三万戸を発注した、しかし現実には今一千か二千か、幾らかははつきりしません。四月までにはあるいは一万戸プラス等々、こういうことでありますけれども、実際これは厳しいと私も思っております。それは、プレハブの業界の皆さん方が現地に行つて、土地もない、宿舍もない、そしてそこで組

み立ててやるということですから、人手不足が出てくるのは当然だと私は思っております。プレハブは、すべていろいろな面で手配をすれば、まだまだあるはずであります。実は私のうちも実家はそういう仕事をやっておるものですからあれなんです。が、それは別として、地元で組み立てて、そして大きい何トンかのトラックで運ぶようなことをやったらもう少し時間的に早くいくんじゃないか。現地でもやることばかりを考えているから、なかなか人もいない、場所もない、どうのこうのということがあります。

それから、一点お聞きをしたいんですけれども、災害救助法で応急仮設住宅は厚生省の担当になっておる、こういうことでございます。確認をとらせてもらいたいんですが、しかも社会・援護局の保護課が発注をする、こういうことで、建設省はそれに基いて下請のような仕事をして、言われたものを発注をして工事をする、こういうことでありますけれども、私は仮にこの話でこの間もいろいろと建設省あるいは厚生省の方とお話をしたんです。厚生省の方はプレハブのことをわかつている人が一人もいないんじゃないですか。

建設省はプロであります。ですから、もしも仮にプレハブを一階でなくて二階にした場合は、何寸角にして、基礎はコンクリートにする、あるいはどうした、どのぐらいの重さになって、単価はどうなる、あるいは下屋はどうなるなどということは、厚生省の人はわからない。建設省の人たちは皆さんすべてプロであります。

でありますから私は、要望であります。こういう避難です。平常時は別でありますけれども、避難のときには厚生省でなくて建設省の住宅建設課が、委託をされるかどうか知りませんが、とにかく平常時じゃない避難のときですから、建設省の住宅建設課が責任を持ってこれを発注なりあるいは指導するような方法をとることができないものかな。前々から実は思っておったんですが、御検討を願えれば大変ありがたいな、こう思っております。

○小里国務大臣 御案内のとおり大変広範そして甚大な被害が発生いたしました。市あるいは県、町、私も政府もそうでございますが、いろいろ混乱もいたしました。今もいたしておるかと思ひます。申し上げましたし、走りながら突っ込みながら情報をとり、そして緊急に対策を決定し、そしてそれを県、市町あるいは末端に流してきた、そういう感じがいたします。

そこで、率直に申し上げまして私は、政府において、厚生省も一生懸命やった、建設省も一生懸命やった。特に、担当大臣の特命室に、現地に出いお集まりをいただきまして、ここで、もう日ごろの行政区分などは全くとお互いに忘れ合つて、まさに一体となつてやっていたら、そういう実態でございます。したがって、先生のたぐいまのお話は一つの御意見として承りますけれども、私は、この仮設住宅についてもそういうことが言えるし、もう本当に厚生省、建設省一体となつてやっていたらいいと思つておる、さように思っております。

それからまた、現地においては当然のこと、もう国家公務員、私も政府の職員だつて町の職員だ、あるいは県庁の職員だ、そういう気持ちでひとつやろうということでお互いに激励鼓舞しながら努めておる状況でもございます。

それから、先生から人夫のお話がありました。これは私も実際、川西あるいは宝塚、北淡町、それから兵庫でも聞いてみました。プレハブの現場にも行つてみました。人夫さんは大体現地調達です。も行つてみました。人夫さんは大体現地調達です。かと聞いてみました。私が当たったところはほとんど、新潟、福島、栃木、三重、もういろいろなどところからそれぞれメーカーが、あるいは下請等の関係の会社の職員を、半ばまた専門性が必要だということであつた人々を連れてきておられる傾向が非常に強かつた、こういうことでございました。

しかしながら、おっしゃるとおり、人夫不足に

よってこれが浸滞してはいかぬわけでございますから、その方面も配慮してまいりたいと思ひます。

○白沢委員 当然そうだろうと思つておりますし、なお一層御努力を願えればありがたいなと。それと一点、新潟のことが出ましたけれども、我々の近くでも要請をされて行つたが、しかし大変なんだと。寝るところもなく、そしてあんなところ大変だということなことで、一度行きますと後はなかなかもう行かない。こういうようなことが現実にあるということ、それで人夫の不足も出ておるといふことも、ひとつ御認識を賜ればありがたいなと。

それともう一点なんです、プレハブの問題も、もちろん基礎もいろんな規定もあると思うんですが、例えばの話でありますけれども、土台は杉の木ではだめだ、松でなければだめだ、こういうような規定で、杉を出したらはねられた、こういうような事例もござります。緊急事態でありますから、五年も一〇年も住むわけじゃないのですから、その辺も考慮をしながら、一日も早く材を集めて完成をさせていただくようにお願いを申し上げたい、こう思つております。

それとありますが、小澤大臣、あるいはもちろん小里大臣もそうですが、この機構が非常にややこしい。

これはこの間小澤大臣にも建設委員会でお聞きをしたんですけれども、実際にどういう機構になつてどうのこのの、きょうもまた村山総理が本会議場で、うちの小池同僚議員も質問したんですが、今度の阪神・淡路復興対策本部長は村山さんになるんだ、総理になる、こういうことでありますが、緊急災害対策本部は設置をしなかつたんです、確認をさせてもらいたいです。そして、非常災害対策本部は小里さんが一月の二十日に就任をされた。緊急対策本部というのは、これは今度どこにあるんですね、また、どこにあるのか知りませんがこれは村山総理がなつておる。復興対策本部というのがあるのもこれ調べてみまし

たら、村山総理になる。阪神・淡路復興対策本部、本部をあしたかきようかつくる、これもまた村山さん。それで、そのほかに後藤田さんのこの間の復興委員会というのがまた設置されたんだと思つておりますが、これでありまして、どこがどうなつておるのか、どうなるのかさっぱりわけがわからない。

ですから、こういう緊急事態でありますから、こういうものはできるならもつと簡潔にやつていただいて、そして、もうつくつてしまつたことは過去のことを言う暇もなく今は一日も早い復興であります、今後はこういうことのないように、これからいろんな改正もしていくんでしようけれども、ぜひとも総理に強く要望があつたといふことをお伝え願えればありがたいな、国土庁長官にもひとつよろしくお願いを申し上げたい、こう思つております。時間がございませぬから、はしりませんが。

それから、国土庁長官、小里さんも村山総理も発言をされておるようでありますが、この阪神大震災を契機にして防災基本計画を見直すんだ、さらには災害対策基本法を見直すんだと、これは三十六年にできておるわけですから、なぜ緊急災害対策本部は昭和三十六年から今日まで、小池議員も先ほど御質問されたようでありまして、いろいろあるこのために実は緊急災害対策本部、いろいろあるから自分でもわけがわからなくなるんですが、それがあつたんじゃないですか。違いますか。なぜそれが発動しなかつたか。

村山総理の発言によりまして、物価統制がどうの、何とかがどうの、自衛隊がどうのこののといふことでこれをやめて災害にしたんだと。そしてまた今度は、今になつてみていろいろ屋上屋を重ねたようなこと、今度村山さん、阪神・淡路復興対策本部、こういうようなことに結果としてなつてしまふ。それがいろんなことで初動態勢どうのこののといふことにつながつてくるんだらうと思つておりますけれども、これを私は今振り返つてみて、やはり物価統制等々は別とし

ても、村山総理の、これは私も読ませていただいたんですが、総理の権限で物価統制等々はできる、自衛隊のこともできる、超法律的なことができる、こう書いてあるのですから、これはやるべきであつたのだらうし、今になつて考えてみると大変に残念なことでした。そのために多くの人間も失われたのではないかと申されておりますし、天災プラス人災であつた、こうも言われておるところが私は反省点ではなかつたのかな、実はこう思つておるところであります。参考にしたいだけあればありがたい。

それと、この基本計画なんです、国土庁としてもこの災害対策基本法を改正をしたい、こうおつしやつておりますが、このどういふところを改正をして、そして国土庁で、日本の財産と生命とを守るこの国土庁の防災局がどういふ立場になつて、どういふところを見直しながら、そしてしかも消防、自衛隊、あるいは警察等々とも連絡をしながら、もちろんまだまだ青写真ではできておらないかもしれないが、いつごろまで大体目安として見直すような計画があるのか。

自民党、与党もこれは見直ししなければならないといふことでプロジェクトチームをつくつたようでありまして、我々も当然そういうチームを今つくつて鋭意勉強中でありまして、国土庁として今後の計画を教えてください、国土庁といた、こう思つております。局長で結構です。

○村瀬政府委員 まず最初に、緊急災害対策本部のお話が出ましたけれども、これはこの前も建設委員会でも先生にお答えさせていただきましたが、今回は、災害対策基本法に基づきます非常災害対策本部を設置したわけでございます。緊急災害対策本部は、先生も先ほどおつしやいましたように、国会が閉会中等の場合には政令である程度の経済行為等の規制ができるということでございます。

それで、本部長の権能あるいは本部の機能といったしましては、基本的に緊急災害対策本部でも非常災害対策本部と同じでございます、緊急災害

対策本部を設置したからといって格段のことができるといふことではないわけでござります。それをまず申し上げさせていただきます。それから、現在防災基本計画の見直しを始めております、これにつきましましては、情報の迅速な収集あるいは伝達、それから救急、消防、緊急交通路の確保の問題でございますとか、それから広域的な避難・救護対策、それから電気、ガス等のライフラインが今回非常にやられたわけでござりますが、今回のような地震があつても例えば幹線だけは確保するといったようなことについても検討したいといふことでございます。そういったことで現在防災基本計画を検討中でございます、これにつきましましては、地震の部分につきましては五月ぐらいを目途に検討したいといふふうに考えております。

それから、災害対策基本法の方でございますが、これにつきましましては、今回の震災の教訓を踏まえて、どういう問題点があるのかといふことを整理した上で内容について検討したいといふふうな考えでございます。先ほど申し上げました防災基本計画の見直しの作業の進捗状況にもみながら、また政府全体としての考え方を踏まえながら、今後の作業を進めてまいりたいといふふうに考えております。したがって、法律改正の方はどういふ段取りでいふところまで進んでおるでしょうか。それから、内容につきましてもこれからの検討課題だといふふうに考えておるところでございます。

○白沢委員 国土庁を中心しながらぜひとも御努力を、強くお願いをしたいと思つております。それと、最後でありますけれども、小澤大臣それから小里大臣、よく口にする言葉であります、反省すべき点は反省する、こういうことをよく言つておられます。もちろん国の生命財産を守るの、一國の総理大臣、村山総理大臣であることは間違ひのない事実であります、さらにそれを責任を持つてやるのも国土庁の大きな責任であつたと私は思つております。

そして、今ここのでこの皆さんの言うつもりはございませんが、今現在の心境を、政治家として、あるいは責任大臣として今振り返ってみて、震災が起きた、一カ月が過ぎた、あのときああすればよかったな、こうすればよかったな、いろいろ反省点は謙虚に見直して、こういうことであります、今の皆さんの心境をお聞かせ願えれば大変ありがたいな。

私は端的に申しまして、初めの初動態勢、この四時間がまずかった、こう思っておるのです。現実には、地震が起きた、気象庁から建設省、大蔵省も皆そうでありましたけれども、宿直員も官邸にいなかったという失態が実は出たおるわけですし、国土庁にも宿直員すらいなかった。これで日本の防災が守ることができるか、これは率直に私は疑問に思った点であります。

いろいろと調べてみますと、気象庁から、地震があった、そうすると気象庁が各省庁にファクスで送る、こういうシステムになっているのだそうです。だとするならば、この間の地震は五時四十六分ですから皆さんはテレビを見ておった。もしも真夜中の二時、三時であつたとするなら、テレビを見ている人もだれもない、また電話も通じないということになったら、各省庁の皆さん方が朝九時から何時に出動をして初めてファクスを見て、ああ、きのう大きな地震があつたんだ、これは大変だな、こういうことにもなりかねないし、これらの点、あるいはいろいろなことが実は指摘をされております。

三陸はるか沖地震の教訓はどうであつたのか、こうであつたのか、いろいろなことが実はあります、そういうことも踏まえて、反省すべき点は大いに我々は反省をして、これから、地震に強い町づくり、こういうことを総理みずからも言っておりますし、皆さん方は、今本場に謙虚に、政治家として、しかもリーダーシップを発揮する大臣、こういうような立場。

かつてはマックス・ウェーバーさんが立派なことを言つたのですが、立派な指導者とは、

情熱を持って、責任感を持って、判断力を的確にして、そして敏感に指導力を発揮するのが立派な指導者としての政治家である、こう発言をされたと言われているけれども、皆さん方が今振り返つてみて、もちろんまだまだ初めの段階でありますが、一カ月過ぎた今の心境を、正直なことをお聞かせを願えればありがたいな。

以上を聞いて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○小澤国務大臣 先生の御指摘は、反省点を踏まえてということであろうと思います。

○小澤国務大臣 先生は、小澤大臣の方から総括してお述べ申し上げましたとおりでございます。

災害対策は国政の最重要課題であり、政府としては総力を挙げて取り組んでまいっております。政府であります。今回の震災、災害につきましては、対策本部等を設置し、関係機関が一丸となって、地元自治体との連携を密にしながら、あらゆる施策を講じてまいつたところであります。私としては、できる限りの努力を傾注してまいりました。個々の点で反省すべき点もあつたかと思ひます。この点を踏まえ、全力を挙げ所存であります。

○日野委員長 次は、穀田恵二君。

また、先生の、反省すべきものは何かと御指摘でありましたが、二点を申し上げてみたいと思ひます。

○穀田委員 日本共産党の穀田です。私は、最初に二つだけ言いたいと思ひます。

一点は、官邸への情報連絡体制の確立が十分でなかった、そしてまた二番目には、自衛隊との連携のための事前の防災体制が十分に確保されていなかったという二点を挙げたわけであります。具体的に申し上げますと、一点目は、災害緊急事態発生時の官邸及び関係機関の即応体制の整備について検討を行うために、災害即応体制プロジェクトチームにおいて検討を行い、先般二月二十一日に閣議決定を見たところであります。

○小里国務大臣 大分厳しいおしかりのようでございますが、申し上げるまでもなくそのような気持ちで対応いたしておることは間違いないと存じます。

第二点目におきましては、我が国の防災基本計画を中央防災会議において見直し中であり、また、地方自治体の地域防災計画も、緊急点検等も実施中であります。

○日野委員長 これは理事会で後でお話しいたします。

以上でございます。

○穀田委員 それでは、若干の問題についてだけ、時間がありませんからお聞きしたいと思ひます。

一つは、住宅の応急修理に関連してお聞きしたいと思ひます。

○小里国務大臣 私の方から申し上げます。

お話をとおし、二十九万五千円を基準にいたしまして、そして台所あるいは寝室、そのほか大事な生活の周辺に対する、部屋の中に対する対応措置、もう御案内のとおりでございます。一カ月というところでございましたが、それを延長してございまして、さらに、いつまでかということになります。さらに、これからの深刻な現地の実情をよくにらみながら、勸業しながら対応する、さような方針でございます。

○穀田委員 延長は当然です。問題は、そういう被災者の方々に対してどう周知徹底したかという点と、それと、いわばその期限が本来一カ月ですから、いつまでかということとは非常に重大な問題なわけです。したがって、一つに漏れがないように、ぜひそのことについてはお願いをしたいと思ひます。

私は実態を聞いていますと、尼崎などでは、やはり慎重な検討をしているというところで、実際はまだ開始をされていない模様です。神戸などではもう一つやほり、そういう周知徹底の文書が出ているというわけでもないという実態があります。それから、尼崎では財源の心配を率直に市当局な

んかしている模様だ、こういう実態があります。したがって、そういう下部の実態もよくつかんでいただいて、一人一人の被災者に対して漏れがないように、ぜひお願いしたいと思います。

二つ目に、先ほどもありましたが、弔慰金の問題について若干お聞きしたいと思います。

それは実は、義援金につきましては当然義援金募集委員会などが議論をして、どういう基準で例えば御遺族に十万円配るのかというところについては検討されると思うのです。ただ問題は、災害弔慰金として直接災害による死亡でなければ認めないのか、つまり、非常に狭く災害弔慰金を渡す内容を限定していいまいかということが非常に気になるのです。その点についてはどうなっていますか。

○松尾説明員 第一点の応急修理についての周知のことですが、確かに非常に混乱しております。まして周知徹底しなかったということで、兵庫県は各市に通知を十二日に出しまして、徹底をしました。それで、その段階で期間延長についても私どもは承知しております。手元の一つだけあります。明石市ですと三月一日から三月十日にかけてやる。これを各市にきちんとできるように我々は指導していくつもりでございます。

それからもう一つ、二点目でございますが、災害弔慰金は災害により死亡した方の遺族に対してお支払いするわけでございますが、例えば避難所生活中に亡くなられた方々について、一般の疾病による死亡との均衡もありますので難しい問題もございまして、災害との因果関係があるケースも考えられますので、その点を十分考慮しまして、公平な認定が行われるよう市町村を指導していきたいと思っております。

○穀田委員 明石の例ですけれども、それは一番少ない方の例ですから、くれぐれもお間違えのないようにしてほしい。

それで、今言った、弔慰金の問題については因果関係を公平に、こういうのは公式どおりの言葉なんです。大丈夫ですね。

私が心配しているのは、例えばこういうふうな、二月二十日付の神戸新聞があります。「神戸協同病院の五日間」ということで「不眠の野戦病院」という記事がずっと載っています。それにありますと、こんなふうになっていきます。「抵抗力の落ちたお年寄りの場合はさらに深刻だ。ぜんそくを悪化させたり、風邪をこじらせ肺炎になったり。」と書いています。これが実は、御承知のとおりもう二十数人という方も亡くなられて、百人が亡くなられる、こうなつたわけですね。

問題はそういう、いわばまさに震災後の寒さとストレスでお年寄りが衰弱し、そういう例が枚挙にいとまがない、そしてこれは全く二次災害ではないかというふうな言っておられるわけですね。そのときに、例えば避難所で調子が悪くなつて病院に行つてお亡くなりになつたという場合でも、それはやはり弔慰金を出す対象にしていただきたい、そういう温かい扱いを本来でいけばするだろうなというのを聞いているのです。

○小里国務大臣 被災と死亡との間の相当な因果関係、これがあれば出しますよ、これは原則です。それはその相当な因果関係というのはだれが判断するかといえ、ここがポイントだと私は思うのです。それは、御承知でしょうが市長、町長です。市長、町長がその判断をしていただかなければならない。そうすると、その市長、町長は何によつて判断されるかといえます。いわゆる県の監察医等によつて診断書が出されますから、その診断書の、例えば初診日がどうだ、診察経過がどうだ、そのような状況によつて判断を下されるもの、私はそう思っております。

ただ、私どもの一つのこれに対する考え方としては、もう先生と全く同じなんです。できるだけ包み込んでいきたいと思います。その方針はきちんと持つておるつもりでありますから御理解いただきたいと思ひます。

○穀田委員 それはよろしくお願ひしたいのです。いつもそういうふうな話をするのだけれども、現実はこの時々ありますからね。すべ

てと言っているのじゃないのです。そういう話で、やつておられる内容がすべからず下に徹底されるようにぜひお願いしたい。

といひますのは、御承知のとおり、今お話があったように死亡診断書に基づいて大体やられるのです。そのときに書かれていた内容を丁寧に、ここを言っているのです。私、実はそういう死亡診断書が出されるのに当たつて、相当な因果関係などという言い方じゃなくて、そういうことを含めてよくお書きくださいというお願いをして、誘導と言つてはおかしいですけれども、そうしてあげるという配慮がなかなかないから私は気にしているのです。

実は、法律で言いますと、支給制限の項で言えば、故意または過失によるものはだめだと言っているわけだから、もつとそういう意味できちんと判断していただいて、今、小里大臣が言つたことについては、少なくとも弔慰金については遺族の方々がどこに怒りをぶつけていいのかわからないなどということがあるようにぜひお願いしたい。よろしいですね。

では、病院の復旧に関連してお聞きしたいと思つています。

私は、この災害特別委員会でも何度か、仮設診療所の提案をしました。いろいろなことをやつてまいりました。その中で一つ述べたことは、多くの医療機関自身が被災をしている。そういうものに対する立ち上がりに対して、公的病院や民間病院の区別なくそういう形で補助をして、公的な支援でやらせるべきだということを何度も言いました。最初は検討するということを言つていました。出てきたのを見ますと、それじゃそういうものにすべからず全部値するかという、どうもそうじゃない問題があるのじゃないかというのを率直に言わざるを得ないわけです。

実は私のところにもいろいろなところから電報が来ています。こういう電報が今来ているのです。「特別立法の制定にあつては、公的・民間、病院・診療所、医科・歯科を問わず、災害を被つ

た全ての医療機関を対象に、復興費用に対する国庫補助を行うよう強く要請します。」ということ、きょう来てちらちらと見たのですけれども、京都の歯科保険医協会、何も私が京都の出身だからというわけじゃないのですけれども、それから山梨や大阪府、三重、愛知等々、もう本当に全国から来ています。今いろいろな先生方も全部来ていますと言つています。

私は、そういうものに今回の対策はこたえ切れているのだろうかという根本問題をまずお聞きしたいと思ひます。

○磯部説明員 御指摘のように、今回の災害によりまして医療機関が多大な被害を受けており、地域住民への医療を早急に確保するということは大変重要な課題と認識しております。

こうした観点から、医療の復旧につきましては、融資を基本としつつ、またさらに救急医療等の政策医療を担う民間病院として診療所に対しまして、新たな補助制度の導入として従来の補助制度の拡大などを行うなどいたしまして、これまでない措置を講じ、私どももいたしましては精いっぱい対応をさせていただいているものと考えております。

○穀田委員 どうも私、小里大臣が万全、最善、可能なありとあらゆる手だてをというふうな話からしますと、おおよそこういう問題について手だてがとられたというふうには率直に言つて思ひませぬ。

それで、この前も何度もこれは指摘したのですが、実は、医療関係者の方々はみずから被災された。そのときに、みずからのそういうことも顧みることなく、寝食を忘れて必死になつて診療活動をやられた。これはみんな知つておられるとおります。そういうものに対してどう報いるのかというのを私は再三にわたつて言つたのです。

同時に、二つ目に、今の現実というのが、避難所に集められている二十万弱の方々も含めて、健康状態が非常に悪化している。だから、それに対して言うならば、本当に現実問題は、被災者の立

場に立てば、病院を復興する、再建するというこ
とに対して、今の緊急対応だけでなく長期の
見通しをした場合には、そういう体制を強化する
必要があるということを言ったのです。それ
については大臣は、そうだと聞いたのです。

そうなりますと、病院という大きな機関を立ち
上げようと思つたら、一定の年月もかかる。
そういうときと見ますと、確かに建築年
数などについて、医療施設近代化設備整備事業な
どを活用してやるということでも出ました。しかし
その内容は、確かに築後の条件について二十年間
とかいうものについては外したけれども、それじ
やベッド数を一〇％減らせ、これで、こういう問
題が今対応を求められている医療の拡大と被災者
に対する手厚い保護をする上で最善の手ですか。
これは大臣に聞きたいのです。

○小里国務大臣 先生には委員会のたびごとに大
変御熱心な、そして御提案いただいておりますし
て、私も傾聴申し上げておるところでございます
が、先生のそういう御発言なども役立ってと申し
上げては失礼かと思いますが、その後もいろいろ
厚生省を初め我々も検討いたしました。

しかも、先ほど提案理由の説明でも申し上げま
したように、きょうも本会議で申し上げておきま
したが、これも今回限りでございます。しかも、
戦後まれに見ると申し上げるよりも恐らく初めて
ではないでしょうか、個人病院に踏み込んで国庫
補助を出します、こういう制度でございますか
ら。しかも、政策性を持ったものは二分の一、救
急医療機関。そのほかの診療所は三分の一で御勘
弁ください。

こういう一つの、従来の経験からいたしますと
まさに踏み込んだ措置をとったわけでございます
で、決して私はこれが十分であるとは言いません
けれども、これは私は、せいぜい本場に踏み込ん
だなど、そういう評価を、少なくともその提案を
いただいていた穀田先生ごときからはいいただ
けるのではないかなと思つていたぐらいございま
す。

実はそのほかにも、二・五％で三千万円までは
病院にお貸しますよ、こういうもう破格の超低
利優遇措置なども講じておるわけでございますし
て、あるいはまた据置期間も設ける、償還期間も
長くする。いろいろ、補助金だけではございま
せんでして、別途な融資措置等も病院に対しては講
じておりますから、ひとつ御理解いただきたいと
思っています。

○穀田委員 私、やっていないなどと言っていな
いのです。それについては何度も提案を申し上げ
てきましたし、仮設の問題から始まっているとい
る御提言申し上げてきて、そういう意味では一生
懸命やりとりありましたよね。

ただ、今の問題で言うならば、それではなぜ、
せっかくそういう条件について、今までのそうい
う設備施設の近代化の問題と関連して、築二十年
であるかどうかという条件について外す、一方一
今ベッドが足りないわけでしょう、足りないの
です。私聞いてみますとどうなるかというのと、
神戸の市の衛生局自身が調べた内容でも、病院の
稼働不能ベッド数の合計は二千以上あるというの
ですね。また、先ほどお読みしましたこの神戸新
聞の例など出ています神戸協同病院の実態とい
いますと、例えば、病院のベッド数は百五十一だ、
「あふれた負傷者約五十人のため長いすを簡易ベ
ッドにし、待合室や二階の廊下に寝かせた。」こ
ういふふうにして必死になって努力をして、いわば
入院する場所を確保しているということなんです
ね。しかもそれで足りなくて、いまだに他府県に
送っているわけでしょう。

私が言っているのは、そこまで組み込んだのだ
つたら、せめてこういう条件について、ベッド
数を減らさなければならぬなどというふうな、
一〇％カットが前提だなどというところについて
も、こんなことを外すならいざでできないのかと
逆に私は聞きたいのです。

私、先ほどの内容について全く評価してないな
んて言っていないですよ。それはそれで、お互い
にそういう議論を通じてやってきたことなんだか
ら、やっていただいた。ただし、せっかくここ
まで来たのに、それじゃなせ一〇％ベッドを減ら
せなどというのを前提条件にするのですかと、
逆にその理由をお聞かせくださいと私は言ってい
るのです。

○磯部説明員 先生御指摘のベッドの削減につ
きましては、これは私も、もう一方の大きな政
策でございます。これは人口の高齢化あるいは疾病構造の
変化に対応いたしますと、国民の皆様にも適切な
適正な医療を確保する必要があるために、都道府
県ごとに医療計画というものを策定していただい
ておまして、その地域における体系的な医療体
制の整備を図っているところでございます。

今御指摘の病床数の削減につきましては、この
医療施設近代化施設整備事業におきまして、こ
うしたこれまでの医療計画との整合性を配慮いたし
まして、病床過剰地域について病床数の一〇％以
上の削減をお願いするというところでございま
して、これらの地域におきまして、今後の将来的
なことを考えますと、医療資源の適正配置とい
う観点も重要と考えておまして、こういう計画に
沿いまして、病床数の削減をお願いする場合があ
るというふうにご考えております。

○穀田委員 政治論として、政治家にそれじゃ聞
きましよう。

今のような話を、私、皆さんの前でお話でき
ると思ひます。それは、今までの政策の整合性
はそうでしょう。確かにそういうことはあり得る
でしょう。しかし今、事は神戸の、ないしは被災
地における医療をどう復興するかという問題のと
きに、それが前提だなどということはおおよそ言
ってはならないことじゃないかと言っているの
ですよ。だって私、皆さん、これ多くの方が納
得できると思うのです。将来にわたっての適切
な配置といったって、今大変なときを迎えている
ときに、何十年後の話。しかも大臣、わかるよ
うに、だってこれ、復興するのに二年、三年かか
って、それ自身、病院を立て直すに当たってだ
って一定の年限がかかるとお互いに知っているん

ですよ。それを、適切な配置を将来にわたってとい
つても、そんな将来にわたってなると、今大変に
なっている病院の方々、入院患者の方々の立場か
らすれば、そんなお話をしたら大臣、少なくとも
先ほどのせっかくのお言葉が無くなってしまふん
じゃないですか。

○磯部説明員 委員のせっかくの御指摘ではござ
います。今後の将来的なことを考えますと、や
はり我々の進めております医療計画というのもの
非常に重要なものであり、御指摘のように、この
災害復旧に係ります補助ということも重要なこ
とでございます。それにつきまして、種々の判断
をいたしまして、やはりそれを両立させるために
はこうした条件が必要だというふうにご考えた次第
でございます。（発言する者あり）

○穀田委員 今、まあ不規則発言といひますか、
そういうのがありましたけれども、私本場にそう
思うのです。せっかく大臣お話をしましたよ
うに、その御提言の話もありまして、それで実行
したと私わざわざお伺いして、そのこと自身につ
いては、本場に医療関係者が、二分の一補助や三
分の一補助を含めて、そういうことをやってい
ただくというのについて言うならば、一定の踏み
込んだ措置ですよ。しかし今、そういうものの条
件にわざわざ、一〇％をやるということがなければ
だめなどという話をする。こと自体が、おおよそ
今の多くの被災者の方々の心、また医療従事者の
心、これに水をかけるものになりはしないか、そ
れは政治家として言つていいのだからかというこ
とを私は大臣に聞きたいのです。

○小里国務大臣 先ほどから主官庁の厚生省が御
説明申し上げておりますように、これはあくま
で、御案内のとおり、行政は方針があり、原則が
あり、そして神聖なものでありますから、国民の
前に明らかにされた神聖なものが基本でありま
す。しかしながら、今先生がおっしゃる、今日の
このような異常な、破格な地震災害が発生した事
態下における緊急措置としていかなるものであ
るかという先生のお話だ、こう私は思ひます。

せつかく先生が耳しげくお聞かせ、提案いただきお話でございますから、厚生省を中心に、私も真剣にひとつ勉強させていただきたい、かように思います。

○穀田委員 まあ私、耳しげくといって、それは何回も、医療の問題から仮設住宅の問題から何度もやりました。だけれども、このことを通じて、しかしお互いに大事だというふうに心通わせてきたのは、被災者を救いたい、また医療機関自身も被災者だ。しかもそれはだれの責任か、それは何も医療機関の責任と違つて、まさに災害にやられた形でみずからも被災をしている。そういうときに、何とか医療の体制を、このままでいいのだからとかというところで、さらにこれ悪くなるのは承知だけれども、頑張つて維持してきている。そして、私の前も言いましたように、医療の灯がともっている、医院の灯がともっていることが希望の光となっているという状態について新聞でも出されている。

こういう問題をやつて、ようやく次の手だてが打たれようとしているときに、いや一〇%を削らなければだめなんて話を今ごろになつてきているようなじゃ、私は、勉強するというのが必要なんです。勉強すると言つてはただでその後余りいい結果が出たためしがないものですから、この件は違いますね、それはどうしても私としては引くことができないと思つています。

なぜかといいますが、今の医療体制が十分であればいいですよ、しかし十分じゃないのですよ。この前私言いましたように、九百九十八カ所の診療所が再開ができないでいる実態、十三もの病院が倒壊している実態、そして今お話ししたように二千のベッドが動かない実態、他府県に人を搬送せざるを得ない実態、これを目の当たりにしている我々が、いやだめよなんて話でやつていた日には、これは政治家として本当に責任をとつてほしいというふうに声が上がるのは当然じゃないでしょうか。

ですから私は、勉強していただくという答弁で

下がれという方もいますけれども、どうしてもこれは、単に厚生省のお役人の方の言葉として、それもあるんだからというようになことで認めるわけにいかない被災者の声を代弁したいと思うのです。

○磯部説明員 民間医療機関に対します補助は、先ほどのお話にも出ておりましたけれども、やはり私的な財産の形成といった面もございまして、医療の公共性といった面もございまして、種々な観点から検討をしなければならぬと考えております。そうした検討の中で、やはり、今御提案申し上げております救急医療など政策医療を担う部分への補助、あるいはこれまでの医療計画にのつとりました近代化施設整備の補助といったものを決めてきた経緯でございまして、そういういろいろな点を勘案したところでございまして、ので、ぜひとも御理解いただければと思います。

○穀田委員 もうこれ以上繰り返しませんけれども、そんな話、結局ちよつと角度を変えて前の政策はこれやとかこれやとかいう話をして、今度は何を言つていくのかという、医療機関というのは大体的なものもあるれば私的なものもある、そんなことは百も承知ですよ。そんな話を聞いているのじゃないですよ、もう本当に嫌になるな。あなたそういうことを言つて、被災地のお医者さんの方々に言つてごらんないよ。被災している避難者の方々に言つてごらんないよ。私は本当に残念ですよ、そんなこと。

だから私、大臣に最後にお聞きしたいのです。もう時間もありませんから、またいつも時間どおりにこのごろ終わつていきますから最後に、私はこれは絶対あきらめないというだけでは言つておきたいと思ふし、大臣もやはり、この問題について積極的に努力されてきた大臣としての、政治家としての温かいお言葉をぜひ賜つておきたいと思ふます。

○小里国務大臣 本来積極的な意味を持った一つの施策であるというのは、もう今再々説明申し上げたとおりですね。私は、そういう原則は原則で

大事にしなければいかぬと思つております。しかしながら、今次の災害発生いたしました以来、現地の厳しい医療事情というものは私もよくわかつております。しかも、そういう厳しい医療事情の中でこの本来の施策というものがどういふふうにか錯綜しておるのか、その辺の実態も分析をする必要があるだろう、こう思います。

それからもう一つは、私が先ほど厚生省の判断を中心にしたがひ勉強しますと申し上げたのはその遠い話じゃないですから、それは節度を持つて大胆に、きちんと切り込むところは切り込みますから、ひとつ御信頼いただきたい。勉強をいたしますというのを御信頼いただきたいと思ひます。ノーカイエスはきちんと機敏に、そう遠い話ではございませんから、その意味において御信頼いただきたいと思います。

○穀田委員 イエスということを信頼しておきたいと思ひます。終わります。

○日野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回、来る二十七日月曜日午前十一時二十分理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時二十二分散会

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 総理府関係(第三条・第五条)
- 第三章 大蔵省関係(第六条・第十三条)
- 第四章 文部省関係(第十四条・第十七条)
- 第五章 厚生省関係(第十八条・第五十六条)
- 第六章 農林水産省関係(第五十七条・第六十条)

第七章 通商産業省関係(第六十五条・第七十条)

第八章 運輸省関係(第七十一条・第七十三条)

第九章 労働省関係(第七十四条)

第十章 建設省関係(第七十五条・第七十八条)

第十一章 自治省関係(第七十九条・第八十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失つた者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、兵庫県及び阪神・淡路大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定被災区域」とは、阪神・淡路大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域をいう。

第二章 総理府関係

(警察施設の復旧に要する経費の補助)

第三条 阪神・淡路大震災に伴い被害を受けた兵庫県の区域内における警察施設であつて次の各号に掲げるものの復旧に要する経費については、国は、予算の範囲内において、兵庫県に対し、当該各号に掲げる警察施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合により算定した額に相当する額を補助する。

- 一 信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第一号に規定する交通管制センター 十分の八
- 二 前号に掲げるものの以外の警察施設であつて、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)

第三十七条第二項の規定により都道府県がその要する経費を支弁することとされているものの三分の一

(自衛官の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等の措置)

第四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第一項の規定の適用を受ける者であつて、第六條第一項に規定する大蔵省令で定めるものを勘案して総理府令で定めるものに係る一部負担金の支払の免除並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費の額の特別については、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による組合員に対する特別に關する第三章の規定の例により、総理府令で定める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の特例)

第五条 特定被災地方公共団体については、阪神・淡路大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十三年法律第二百五十号)第三條第一項の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 大蔵省関係

(国共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除の特例)

第六条 国家公務員等共済組合法(以下「国共済法」という。)第三條第一項に規定する国家公務員等共済組合(以下この条及び次条において「国共済組合」という。)は、国共済組合の組合員(国共済法第五十九條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であつた者を含む、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得

の状況その他の事情)を参酌して大蔵省令で定めるもの(以下この章において「被災国共済組合員」という。)が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に受ける療養の給付について、国共済法第五十五條第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うべき同条第二項の規定による一部負担金の支払を免除することができる。

2 前項の規定により一部負担金の支払を免除された被災国共済組合員は、国共済法第五十五條第二項本文の規定にかかわらず、当該一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3 国共済法第五十五條第四項の規定は、第一項の規定により被災国共済組合員が同項に規定する一部負担金の支払を免除された場合には、適用しない。

(国共済法の入院時食事療養費の額についての特別)

第七条 前条第一項の規定により同項に規定する一部負担金の支払を免除した国共済組合(以下この章において「特別国共済組合」という。)が、平成七年一月十七日から第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国共済組合員が受けた食事療養費(国共済法第五十四條第二項に規定する食事療養費をいう。以下この章において同じ。)について国共済法第五十五條の二第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養費に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。

(国共済法の規定療養費の額についての特別)

第八条 特別国共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災国共済組合員が受けた国共済法第五十五條の三第一項各号に掲げる療養について同項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第

一号に規定する金額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)に係る国共済法第五十五條の三第二項第一号に規定する費用の額に相当する金額

二 当該食事療養に係る国共済法第五十五條の三第二項第二号に規定する費用の額に相当する金額(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、当該費用の額から同号に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額)

(国共済法の療養費の額についての特別)

第九条 特別国共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災国共済組合員が受けた療養について国共済法第五十六條第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)に係る同項に規定する費用の額に相当する金額及び当該食事療養に係る同項に規定する費用の額に相当する金額(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に被災国共済組合員が受けた食事療養については、当該費用の額から国共済法第五十六條第三項に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額)の合算額(同条第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で特別国共済組合が定める金額)とする。

(国共済法の訪問看護療養費の額についての特別)

第十条 特別国共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災国共済組合員が受けた指定訪問看護(国共済法第五十六條の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。第十二條において同じ。)について同項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する訪問看護療養費の額は、国共済法第五十六條の二第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問

看護に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。

(国共済法の家族療養費の額についての特別)

第十一条 特別国共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に国共済法第二條第一項第二号に規定する被扶養者(国共済法第五十九條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であつた者の被扶養者及び同条第二項の規定により療養に關する死亡後の給付を受ける者を含む、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を参酌して大蔵省令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災国共済被扶養者」という。)が受けた療養について国共済法第五十七條第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る組合員(国共済法第五十九條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であつた者及び同条第二項の規定の適用を受ける被災国共済被扶養者を含む。次条において同じ。)に対して支給する家族療養費の額は、国共済法第五十七條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 保険医療機関等(国共済法第五十五條の三第一項第二号に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。)から国共済法第五十四條第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養(同条第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ。))を除く。)を受ける場合(第三号に掲げる場合を除く。)その療養に係る費用の額に相当する金額

二 特定承認保険医療機関(国共済法第五十五條の三第一項第一号に規定する特定承認保険

医療機関をいう。から国共済法第五十四条第一項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合(次号に掲げる場合を除く。)その療養に係る費用の額に相当する金額

三 保険医療機関等から国共済法第五十四条第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養を除く。)及び同項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合 前二号に規定する金額の合算額

四 前三号に掲げる場合において国共済法第五十四條第一項第五号に掲げる療養(食事療養を除く。)に併せて食事療養を受ける場合 前三号に規定する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額 第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に被災国共済被扶養者が受けた食事療養については、当該費用の額から国共済法第五十七條第二項第七号に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額の合算額

2 前項第一号に規定する療養に係る費用の額は国共済法第五十五條第六項に規定する費用の額と、前項第二号に規定する療養に係る費用の額は国共済法第五十五條の三第二項第一号に規定する費用の額と、前項第四号に規定する食事療養に係る費用の額は国共済法第五十五條の二第二項に規定する費用の額とする。

3 第九條の規定は、国共済法第五十七條第七項において準用する国共済法第五十六條第一項又は第二項の規定により被災国共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、国共済法第五十七條第八項の規定は、適用しない。
(国共済法の家族訪問看護療養費の額についての特例)

第十二條 特例国共済組合が、平成七年一月十七

日から同年十二月三十一日までの間に被災国共済被扶養者が受けた指定訪問看護について国共済法第五十七條の二第二項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る組合員に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。
(適用)

第十三條 第六條から前条までの規定は、平成七年一月十七日から適用する。

第四章 文部省関係

(私学共済組合の標準給与の改定の特例)

第十四條 私立学校教職員共済組合(以下この章において「私学共済組合」という。)は、学校法人等私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条及び次条において「私学共済法」という。)第十四條第一項に規定する学校法人等及び私学共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者をいう。第十六條において同じ。が設置する学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第八十二條の二に規定する専修学校及び同法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう。以下この項及び第十六條第一項において同じ。)で、平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していたものが阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該学校等に勤務する私学共済法による組合員(私学共済法第二十五條において準用する国共済法第二百六條の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条及び第十六條第一項において「私学共済組合員」という。)の同月から同年十二月までのいずれかの月に受けた給与(私学共済法第二十一條第一項に規定する給与をいう。以下この条及び第十六條第一項において同じ。)の額が当該私学共済組合員のその月の標準給与(私学共済法第二十二條に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。)の基礎となつた給与月額に比べて著しく上昇した場合において、必要があるときは、その月に受けた給与の額を標準給与と改定することができる。

た場合において、必要があるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定することができる。

2 私学共済組合は、前項の規定により標準給与が改定された私学共済組合員の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた給与の額が当該私学共済組合員のその月の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく上昇した場合において、必要があるとき、その月に受けた給与の額を標準給与として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。

3 私学共済法第二十二條第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

(国共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除の特例等に関する規定の準用)

第十五條 第六條の規定は私学共済法による組合員(私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十九條第一項本文の規定の適用を受ける私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十九條第一項に規定する一年以上組合員であつた者(以下この条において単に「一年以上組合員であつた者」という。)を含み、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるもの(以下この条において「被災私学共済組合員」という。))が被災私学共済組合員(以下この条において「被災私学共済組合員」という。))が私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十五條第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に対して支払うべき私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十五條第二項の規定による一部負担金について、第七條から第十條までの規定

は私学共済組合が私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十五條の二第一項、第五十五條の三第一項、第五十六條第一項及び第二項並びに第五十六條の二第二項の規定により被災私学共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額、特定療養費の額、療養費の額及び訪問看護療養費の額について、第十一條及び第十二條の規定は私学共済組合が私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十七條第一項及び第五十七條の二第二項の規定により私学共済法による被扶養者(一年以上組合員であつた者の被扶養者及び私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十九條第二項の規定により療養に関する死亡後の給付を受ける者を含み、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるもの(以下この条において「被災私学共済被扶養者」という。))が受けた療養又は指定訪問看護(私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十六條の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。)について当該被災私学共済被扶養者に係る組合員(一年以上組合員であつた者及び私学共済法第二十五條において準用する国共済法第五十九條第二項の規定の適用を受ける被災私学共済被扶養者を含む。)に対して支給する家族療養費の額及び家族訪問看護療養費の額について準用する。

(私学共済組合の掛金の免除の特例)

第十六條 私学共済組合は、次の各号のいずれにも該当する学校法人等から申請があつた場合において、必要があるとき、当該学校法人等が第二号に該当することとなつた月から当該学校法人等が同号に該当しなくなることとなつた月の前月(その月が平成八年一月以後の

月であるときは、平成七年十二月)までの各月に納付すべき掛金(第一号に規定する学校等に勤務する私学共済組合員が負担すべき掛金及び当該私学共済組合員を使用する学校法人等が負担すべき当該私学共済組合員に係る掛金に限る。)を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。

二 阪神・淡路大震災による被害を受けたこと

により、前号に規定する学校等に勤務する私学共済組合員に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された学校法人等は、平成七年十二月までの間に当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなることとなったときは、その旨を私学共済組合に届け出なければならない。

(適用)

第十七条 第十四条及び前条の規定は平成七年一月一日から、第十五条の規定は同月十七日から適用する。

第五章 厚生省関係

(病院の災害復旧に関する補助)

第十八条 国は、次項各号に掲げる病院の開設者に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその開設する病院の災害復旧に要する費用(次項第二号に掲げる病院にあつては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用)について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 特定被災地方公共団体の開設する病院 三分の二

二 その他政令で定める病院 二分の一

(火葬場の災害復旧に関する補助)

第十九条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置する火葬場(墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二十条第七項に規定する火葬場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

第二十条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置すると畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第百四十四号)第二条第二項に規定すると畜場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(水道の災害復旧に関する補助)

第二十一条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、その経営する水道事業(水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業をいう。)又はこれに類する事業として政令で定めるものに係る水道同条第一項に規定する水道について、あつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(一般廃棄物の処理施設の災害復旧に関する補助)

第二十二条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。)の処理施設であつて政令で定めるものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(社会福祉施設の災害復旧に関する補助)

第二十三条 国は、都道府県が、次に掲げる施設であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において単に「指定都市」という。)を除く。以下この条において同じ。)の当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四を補助する。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十九条第二項の規定により設置された精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム

三 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第六号の授産施設

国は、都道府県又は指定都市が、その区域都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域を除く。)内に設置されている次に掲げる施設であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものを設置した社会福祉法人の当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合においては、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県又は指定都市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四を補助する。

一 老人福祉法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 精神薄弱者福祉法第十九条第二項の規定により設置された精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム

三 社会福祉事業法第二条第二項第六号の授産施設

国は、特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市に対し、その設置する次に掲げる施設であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 老人福祉法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二

百八十三号)第二十七条第四項の規定により設置された身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設

三 精神薄弱者福祉法第十九条第二項の規定により設置された精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム

四 社会福祉事業法第二条第二項第六号の授産施設

国は、特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市に対し、その設置する次に掲げる施設であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 老人福祉法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター及び軽費老人ホーム

二 精神薄弱者福祉法第十九条の規定により設置された精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム

三 社会福祉事業法第二条第二項第六号の授産施設

(健康保険の標準報酬の改定の特例)

第二十四条 健康保険の保険者(以下この条から第二十六条まで及び第三十四条において「健康保険者」という。)は、平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していた事業所(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第二項に規定する事業所又は事務所をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。)の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該事業所に使用される健康保険の被保険者(同法第二十条の規定による被保険者、同法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者(次条、第三十二条及び第三十三条において単

に「日雇特例被保険者」という。及び同法附則第九條第一項に規定する特例退職被保険者を除く。以下この条において同じ。」の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬（同法第二條に規定する報酬をいう。以下この条及び第三十四條において同じ。）の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬を改定することができる。

2 健康保険者は、前項の規定により健康保険の標準報酬が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬を改定することができる。

3 健康保険法第三條第五項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬について準用する。

(健康保険の一部負担金の支払の免除の特例)
第二十五條 健康保険者は、健康保険の被保険者（健康保険法第五十五條の規定の適用を受ける者を含み、日雇特例被保険者及び老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情、特定被災区域における災害救助法第二條に規定する救助の実施状況を勘案して厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を斟酌して厚生省令で定めるもの（以下この条から第二十九條までにおいて「被災健康被保険者」という。）が、平成七年一

月十七日から同年十二月三十一日までの間に受ける療養の給付について、健康保険法第四十三條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うべき同法第四十三條ノ八第一項の規定による一部負担金の支払を免除することである。

2 前項の規定により一部負担金の支払を免除された被災健康被保険者は、健康保険法第四十三條ノ八の規定にかかわらず、一部負担金を同法第四十三條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前二項の規定は、健康保険法第四十三條ノ十六第二項の規定による同法第四十三條第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき一部負担金について準用する。

4 健康保険法第四十三條ノ八第二項の規定は、第一項及び前項の規定により被災健康被保険者が一部負担金の支払を免除された場合には、適用しない。

(健康保険の入院時食事療養費の額の特例)
第二十六條 前條第一項の規定により一部負担金の支払を免除した健康被保険者（次條から第三十一條まで及び第三十三條において「特例健康被保険者」という。）が、平成七年一月十七日から同項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災健康被保険者が受けた食事療養費（健康保険法第四十三條第二項に規定する食事療養費をいう。以下この条から第二十八條まで、第三十條及び第三十三條において同じ。）につき同法第四十三條ノ十七第一項の規定により当該被災健康被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同條第二項の規定にかかわらず、当該食事療養費につき同項の厚生大臣の定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養費に要した費用の額）とし、当該厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費については、当該食事療養費につき同項の規定により算定した額とする。

(健康保険の特定療養費の額の特例)
第二十七條 特例健康被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健康被保険者が受けた特定療養費に係る療養につき健康保険法第四十四條第一項の規定により当該被災健康被保険者に対して支給する特定療養費の額は、同條第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養費が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）につき健康保険法第四十四條第二項第一号に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）とする。

二 当該食事療養につき健康保険法第四十三條ノ十七第二項の厚生大臣の定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）（第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第四十三條ノ十七第二項の規定により算定した額）

(健康保険の療養費の額の特例)
第二十八條 特例健康被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健康被保険者が受けた療養につき健康保険法第四十四條ノ二の規定により当該被災健康被保険者に対して支給する療養費の額は、同法第四十四條ノ三第一項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額を標準として、特例健康被保険者が定める額とする。

2 前項の費用の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては健康保険法第四十三條ノ九第二項の費用の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第二十六條の費用の算定、特定療養費の支給を受けるべき

場合においては前條の費用の算定の例による。ただし、その額は現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(健康保険の訪問看護療養費の額の特例)
第二十九條 特例健康被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健康被保険者が受けた指定訪問看護（健康保険法第四十四條ノ四第一項に規定する指定訪問看護をいう。第三十一條及び第三十三條において同じ。）につき同項の規定により当該被災健康被保険者に対して支給する訪問看護療養費の額は、同法第四十四條ノ四第四項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額とする。

(健康保険の家族療養費の額の特例)
第三十條 特例健康被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に健康保険の被扶養者（健康保険法第五十九條ノ二第七項又は同法第五十九條ノ二第三項において準用する同法第五十五條の規定の適用を受ける者を含み、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情（第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情）を斟酌して厚生省令で定めるもの（以下この条から第三十三條までにおいて「被災健康被扶養者」という。）が受けた療養につき健康保険法第五十九條ノ二第一項の規定により当該被災健康被扶養者に係る健康保険の被保険者（同條第七項において準用する同法第五十五條の規定により家族療養費の支給を受けることができる者を含む。）に対して支給する家族療養費の額は、同條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該各号に定める額とする。ただし、第一号から第三号までに掲げる場

合においては、現に支払うべき療養に要した費用の額を、第四号に掲げる場合においては、第一号から第三号までに規定する額は現に支払うべき療養に要した費用の額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額を超えることができない。

一 保険医療機関等(健康保険法第四十四条第一項第二号に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。)から同法第四十三条第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養(同条第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ。)を除く。)を受ける場合、その療養につき算定した費用の額

二 特定承認保険医療機関(健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。第四十一条において同じ。)から同法第四十三条第一項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合、その療養につき算定した費用の額

三 保険医療機関等から健康保険法第四十三条第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養を除く。)及び同項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合、第一号及び前号に規定する額の合算額

四 前三号に掲げる場合において健康保険法第四十三條第一項第五号に掲げる療養(食事療養を除く。)に併せて食事療養を受ける場合、前三号に規定する額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額

2 前項第一号に規定する療養についての費用の算定に關しては健康保険法第四十三條ノ九第二項の規定を、前項第二号に規定する療養についての費用の算定に關しては第二十七條の規定を、同項第四号に規定する食事療養についての

費用の算定に關しては第二十六條の規定を準用する。

3 第二十八條の規定は、健康保険法第五十九條ノ二第二項において準用する同法第四十四條ノ二の規定により被災健保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

(健康保険の家族訪問看護療養費の額の特例)
第三十一条 特別健保被扶養者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健保被扶養者が受けた指定訪問看護につき健康保険法第五十九條ノ二第二項の規定により当該被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者(同条第三項において準用する同法第五十五条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受けることができる者を含む。)に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同法第五十九條ノ二第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定め

例により算定した費用の額とする。
(健康保険の日雇特別被保険者に係る特例)
第三十二条 被災日雇特別被保険者(日雇特別被保険者であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)をしん酌して厚生省令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)又は被災健保被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る健康保険の保険給付については、健康保険法第六十九條の三十一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者の日雇特別被保険者に係る事項について準用する。

第二十五条 一部負担金の支払の免除の特例
第二十六条 入院時食事療養費の額の特例
第二十七条 特定療養費の額の特例

第二十八條 療養費の額の特例

第二十九條 訪問看護療養費の額の特例

第三十條 家族療養費の額の特例

第三十一条 家族訪問看護療養費の額の特例

(健康保険の特別療養費の額の特例)
第三十三条 特別健保被扶養者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第四十三條第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から受けた療養につき同法第六十九條の二十六第一項の規定により被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特別被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき算定された費用の額(その額が、現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)
二 当該食事療養につき算定された費用の額(その額が、現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)

2 特別健保被扶養者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第四十四條ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業から受けた指定訪問看護につき同法第六十九條の二十六第一項の規定により被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特別被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき算定された費用の額とする。

3 第一項に規定する療養についての費用の算定

については第三十條の規定を、前項に規定する指定訪問看護についての費用の算定については第二十九條の規定を準用する。

(健康保険の保険料の免除の特例)
第三十四条 健保被保険者は、次の各号のいずれにも該当する事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該事業所が第二号に該当するに至つた月から当該事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に納付すべき健康保険の保険料(健康保険法第七十二条本文、第七十五条及び第七十五条ノ二の規定により健康保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していたこと。
二 当該事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該事業所に使用される健康保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。
2 前項の規定により健康保険の保険料の額を免除された事業所の事業主は、平成七年十二月までの間において、当該事業所が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を健保被保険者に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、健康保険法附則第八條第三項に規定する調整保険料の額について準用する。
(船員保険の標準報酬の改定の特例)
第三十五条 船員保険の被保険者(以下この条から第三十七条まで及び第四十三條において「船保被保険者」という。)は、平成七年一月十七日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十条に規定する船舶所有者をいう。以下この条、第四十三條及び第四十四條において単に「船舶所有者」とい

う。)の船舶に係る事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者(同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条に規定する報酬をいう。以下この条及び第四十三条において同じ。)の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、同法第四十三条第三項及び第四項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、船員保険の標準報酬を改定することができる。

2 船保保険者は、前項の規定により船員保険の標準報酬が改定された船員保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、船員保険法第四十三条第三項及び第四項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、船員保険の標準報酬を改定することができる。

(船員保険の一部負担金の支払の免除の特例)
第三十六条 船保保険者は、船員保険の被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。又は被保険者であった者(同法の規定による医療を受けることができる者を除く。であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を斟酌して厚生省令で定めるもの(以下この条から第四十条までにおいて「被災船保被保険者等」という。)が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に受ける療養の給付について、健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うべき船員保険法第二十八条ノ三第一項の規定による一部負担金の支払を免除することができる。

2 前項の規定により一部負担金の支払を免除された被災船保被保険者等は、船員保険法第二十八条ノ三第一項の規定にかかわらず、一部負担金を健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 第二項の規定は、船員保険法第二十八条ノ六第二項の規定による同法第二十八条第五項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき一部負担金の支払について準用する。

4 船員保険法第二十八条ノ三第三項の規定は、第一項及び前項の規定により被災船保被保険者等が一部負担金の支払を免除された場合には、適用しない。

(船員保険の入院時食事療養費の額の特例)
第三十七条 前条第一項の規定により一部負担金の支払を免除した船保被保険者(次条から第四十二条までにおいて「特例船保被保険者」という。)が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災船保被保険者等が受けた食事療養費(船員保険法第二十八条第二項に規定する食事療養費をいう。以下この条から第三十九条まで及び第四十一条において同じ。)につき同法第二十八条ノ七第一項の規定により当該被災船保被保険者等に対して支給する入院時食事療養費(船員法昭和二十二年法律第百号)第八十九条に規定する療養補償に相当する入院時食事療養費及び船員保険法第二十八条ノ三第二項に規定する疾病又は負傷についての入院時食事療養費を除く。)の額は、同法第二十八条ノ七第二項の規定にかかわらず、同項に規定する入院時食事療養費算定額とし、当該厚生大臣が定める日の翌日以降に受

けた食事療養費については、当該食事療養費につき同項の規定により算定した額とする。

(船員保険の特定療養費の額の特例)
第三十八条 特例船保被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災船保被保険者等が受けた特定療養費に係る療養につき船員保険法第二十九条第一項の規定により当該被災船保被保険者等に対して支給する特定療養費(船員法第八十九条に規定する療養補償に相当する特定療養費及び船員保険法第二十八条ノ三第二項に規定する疾病又は負傷についての特定療養費を除く。)の額は、同法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する特定療養費算定額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び同項第二号に規定する入院時食事療養費算定額(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費については、当該食事療養費につき同法第二十八条ノ七第二項の規定により算定した額の合算額とする。))

(船員保険の療養費の額の特例)
第三十九条 特例船保被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災船保被保険者等が受けた療養につき船員保険法第二十九条ノ二の規定により当該被災船保被保険者等に対して支給する療養費(船員法第八十九条に規定する療養補償に相当する療養費及び船員保険法第二十八条ノ三第二項に規定する疾病又は負傷についての療養費を除く。)の額は、同法第二十九条ノ三第一項の規定にかかわらず、同項に規定する療養費(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び食事療養につき算定した費用の額を標準として、特例船保被保険者が定める額とする。

2 前項の費用の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては船員保険法第二十八条ノ四第二項の費用の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第三十七条の費用の算定、特定療養費の支給を受けるべき

場合においては前条の費用の算定の例による。ただし、その額は現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(船員保険の訪問看護療養費の額の特例)
第四十条 特例船保被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災船保被保険者等が受けた指定訪問看護(船員保険法第二十九条ノ四第一項に規定する指定訪問看護をいう。第四十二条において同じ。)につき同項の規定により当該被災船保被保険者等に対して支給する訪問看護療養費(船員法第八十九条に規定する療養補償に相当する訪問看護療養費及び船員保険法第二十八条ノ三第二項に規定する疾病又は負傷についての訪問看護療養費を除く。)の額は、同法第二十九条ノ四第四項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定めにより算定した費用の額とする。

(船員保険の家族療養費の額の特例)
第四十一条 特例船保被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に船員保険の被扶養者(船員保険法第三十一条ノ五の規定により家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給を受けることができる場合における当該家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る当該療養を受ける者を含み、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を斟酌して厚生省令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災船保被扶養者」という。)が受けた療養につき船員保険法第三十一条ノ二第一項又は第三十一条ノ五第一項の規定により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の被保険者同条の規定により家族療養費の支給を受けることができる船員保険の被保

者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。又は被保険者であった者(同法の規定による医療を受けることができる者を除く。であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を斟酌して厚生省令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災船保被扶養者」という。)が受けた療養につき船員保険法第三十一条ノ二第一項又は第三十一条ノ五第一項の規定により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の被保険者同条の規定により家族療養費の支給を受けることができる船員保険の被保

險者であつた者を含む。）に対して支給する家族療養費の額は、同法第三十一條ノ二第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第一号から第三号までに掲げる場合においては、現に支払うべき療養に要した費用の額を、第四号に掲げる場合においては、第一号から第三号までに規定する額は現に支払うべき療養に要した費用の額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額を超えることができない。

一 保険医療機関等（船員保険法第二十九條第一項第二号に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。）から同法第二十八條第一項第一号から第五号までに掲げる療養（食事療養及び選定療養（同法第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合、その療養につき算定した費用の額

二 特定承認保険医療機関から船員保険法第二十八條第一項第一号から第五号までに掲げる療養（食事療養を除く。）を受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第五号までに掲げる療養（食事療養を除く。）であつて選定療養に該当するものを受ける場合、その療養につき算定した費用の額

三 保険医療機関等から船員保険法第二十八條第一項第一号から第五号までに掲げる療養（食事療養及び選定療養を除く。）及び同項第一号から第五号までに掲げる療養（食事療養を除く。）であつて選定療養に該当するものを受ける場合、第一号及び前号に規定する額の合算額

四 前三号に掲げる場合において船員保険法第二十八條第一項第五号に掲げる療養（食事療養を除く。）に併せて食事療養を受ける場合、前三号に規定する額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額
前項第一号に規定する療養についての費用の

算定に関しては船員保険法第二十八條ノ四第二項の規定を、前項第二号に規定する療養についての費用の算定に関しては第三十八條の規定を、同項第四号に規定する食事療養についての費用の算定に関しては第三十七條の規定を準用する。

3 第三十七條の規定は、船員保険法第三十一條ノ二第六項において準用する同法第二十九條ノ二の規定により被災船被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。
（船員保険の家族訪問看護療養費の額の特例）

第四十二條 特例船保被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災船被扶養者が受けた指定訪問看護につき船員保険法第三十一條ノ三第一項又は第三十一條ノ五第一項の規定により当該被災船被扶養者に係る船員保険の被保険者（同条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受けることができる船員保険の被保険者であつた者を含む。）に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同法第三十一條ノ三第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定め（例により算定した費用の額とする）
（船員保険の保険料の免除の特例）

第四十三條 船保被保険者は、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該船舶所有者が第二号に該当するに至つた月から当該船舶所有者が同号に該当しなくなるに至つた月の前月（その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月）までの期間に納付すべき船員保険の保険料（船員保険法第六十條第一項の規定により船員保険の被保険者（同法第十九條ノ三に規定する被保険者を除く。以下この条において同じ。）及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料の額をいう。）の額を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。
二 当該船舶所有者の船舶に係る事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。
2 前項の規定により船員保険の保険料の額を免除された船舶所有者は、平成七年十二月までの間において、同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を船保被保険者に届け出なければならぬ。
（船員保険の失業保険金等の支給の特例）

第四十四條 特定被災区域において事業を行う船舶所有者であつて厚生省令で定めるものの事務所（特定被災区域にあるものに限る。）若しくは船舶が阪神・淡路大震災による被害を受けたため又は特定被災区域にある港湾施設（港湾法昭和二十五年法律第二百十八號）第二條第五項に規定する港湾施設をいう。）が阪神・淡路大震災による著しい被害を受けたため、当該船舶所有者がやむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことに伴い、当該船舶所有者に使用されている船員保険の被保険者（船員保険法第三十三條ノ十六ノ二第一項に規定する被保険者）以下この条において「高齢継続被保険者」という。）を除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）が、休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、報酬を受けることができない状態にあるときは、同法第三章第四節の規定の適用については、失業しているものとみなして失業保険金を支給することができる。ただし、当該被害の状況を考慮して、厚生大臣が別に定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

2 前項の規定による失業保険金の支給を受けるには、当該休業について厚生省令の定めるところにより厚生大臣の確認を受けなければならない。

3 前項の確認があつた場合における船員保険法第三章第四節の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。
4 第一項の規定による失業保険金の支給については、船員保険法第三十三條ノ四、第三十三條ノ八ノ二、第三十三條ノ九、第三十三條ノ十一及び第三十三條ノ十四の規定の適用について厚生省令で特別の定めをすることができる。
5 第一項に規定する船舶所有者に使用されている船員保険の被保険者で、高齢継続被保険者に該当するものについては、その者を高齢継続被保険者以外の被保険者とみなして、前各項の規定により失業保険金を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される船員保険法第三十三條ノ十二第一項第一号中「四十五歳以上六十歳未満」とあるのは、「四十五歳以上」とする。
6 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の船舶所有者との使用関係が終了した者を除く。）は、船員保険法第三章第四節の規定の適用については、指定期日の翌日から従前の船舶所有者に使用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の船舶所有者の船舶に再び就業するに至つた者は、就業の最初の日に使用されたものとみなす。
7 第五項の規定により高齢継続被保険者以外の被保険者とみなされた者と従前の船舶所有者との使用関係が終了した場合には、その使用関係が終了した日後におけるその者に関する船員保険法第三章第四節の規定の適用については、厚生省令で特別の定めをすることができる。
8 第二項の確認に関する処分については、船員保険法第九條ノ四及び第六十三條から第六十六條までの規定を準用する。
9 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の船舶所有者との使用関係が終了した者を除く。）の休業している間の保険料率については、船員保険法第五十九條の規定にか

かわらず千分の九十七とし、その負担区分については、同法第六十条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者が千分の四十四を、当該被保険者を使用する船舶所有者が千分の五十三を負担する。

(国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第四十五条 国民健康保険の被保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者(国民健康保険の被保険者であつて、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十四条第一項第二号の措置が執られるべきものをいう。以下この条から第四十八条までにおいて同じ。)が受けた食事療養費(同法第三十六条第二項に規定する食事療養費をいう。以下この条から第四十八条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養費につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養費に要した費用の額とする。)

(国民健康保険の特定療養費の額の特例)

第四十六条 国民健康保険の被保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者が受けた特定療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき国民健康保険法第五十三条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超

えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)の合算額とする。

(国民健康保険の療養費の額の特例)

第四十七条 国民健康保険の被保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者が受けた療養につき国民健康保険法第五十四条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の被保険者が定める。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第四十五条の規定を、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(国民健康保険の特別療養費の額の特例)

第四十八条 国民健康保険の被保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定める例により、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四条第二項第一号の規定に

よる厚生大臣の定める例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。)

二 当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)

(老人保健の入院時食事療養費の額の特例)

第四十九条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者(老人医療受給対象者(老人保健法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者をいう。)であつて、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより同法第二十八条第八項の規定に基づき一部負担金の支払を免除されるべきものをいう。以下この条から第五十二条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(同法第十七条第二項に規定する食事療養をいう。以下この条から第五十一条までにおいて同じ。)につき同法第三十一条の二第二項の規定により当該被災老人医療受給対象者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)

(老人保健の特定療養費の額の特例)

第五十条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた特定療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき老人保健法第三十一条の三第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

定する額及び当該食事療養につき同法第三十一条の二第二項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)

定する額及び当該食事療養につき同法第三十一条の二第二項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)

(老人保健の食事療養に係る医療費の額の特例)

第五十一条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた食事療養につき老人保健法第三十二条第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に対して支給する食事療養に係る医療費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該被災老人医療受給対象者が受けた食事療養に要する費用の額を基準として、市町村長が定める。

2 前項の食事療養に要する費用の額は、老人保健法第三十一条の二第二項の厚生大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、その額は現に食事療養に要した費用の額を超えることはできない。

(老人訪問看護療養費の額の特例)

第五十二条 市町村長が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた指定老人訪問看護療養費(老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護をいう。)につき同項の規定により当該被災老人医療受給対象者に対して支給する老人訪問看護療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定老人訪問看護につき同項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十三条 都道府県知事は、平成七年一月十七日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所(同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五号)第六条第一項第三号に規定する船舶所有

者(次条第一項第一号において単に「船舶所有者」という。)に係る同法第六条第一項第三号に規定する船舶を含む。)の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三條第一項第三号に規定する報酬をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができる。

3 厚生年金保険法第二十三條第二項の規定は、前二項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬について準用する。

(厚生年金保険の保険料の免除の特例)

第五十四條 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十二條第一項の規定にかかわらず、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に納付すべき厚生年金保険の保険料(同項の規定により厚生年金保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が

負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していたこと(当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと)。

二 当該適用事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、平成七年十二月までの間において、当該適用事業所が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金(以下この項において「基金」という。)の加入員である場合においては、掛金(厚生年金保険法第三十八條第一項に規定する掛金をいう。以下この項において同じ。)又は徴収金(同法第四十條第一項の規定による徴収金をいう。以下この項において同じ。)の額の免除及び当該掛金又は徴収金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に必要事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(児童手当の拠出金の免除の特例)

第五十五條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三號)第二十條第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項同法附則第六條第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき児童手当の拠出金(同法第二十條第一項に規定する拠出金をいう。)の額(第二号に掲げる者にあつては第十六條第

一項第一号に規定する学校等に勤務する私立学校教職員共済組合の組合員の標準給与に係る拠出金の額とし、第三号に掲げる者にあつては第五十九條第一項第一号に規定する事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員の標準給与に係る拠出金の額とする。)を免除するものとする。

一 前条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

二 第十六條第一項の規定により私立学校教職員共済組合の掛金を免除された学校法人等 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

三 第五十九條第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の掛金を免除された農林漁業団体 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

(適用)

第五十六條 第二十四條、第三十四條、第三十五條、第四十三條及び前三條の規定は平成七年一月一日から、第二十五條から第三十三條まで、第三十六條から第四十二條まで及び第四十四條から第五十二條までの規定は同月十七日から適用する。

第六章 農林水産省関係

(卸売市場法による災害復旧の特例)

第五十七條 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五號)第七十二條第一項の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の区域に所在する中央卸売市場(同法第二條第三項に規定する中央卸売市場をいう。)の阪神・淡路大震災により被

害を受けた施設の災害復旧に要する費用について準用する。この場合において、同法第七十二條第一項中「中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得」とあるのは「中央卸売市場の施設の災害復旧」と、「重要な施設の改良、造成又は取得」とあるのは「重要な施設の災害復旧」と、「十分の四以内」とあるのは「三分の二」と読み替へるものとする。

(農林漁業団体職員共済組合の標準給与の改定の特例)

第五十八條 農林漁業団体職員共済組合は、平成七年一月十七日において、特定被災区域に所在した農林漁業団体(農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九號)第一條第一項に規定する農林漁業団体をいう。次条において同じ。)の事業所又は事務所(以下この条及び次条において単に「事業所」という。)の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた給与(同法第十二條に規定する給与をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その組合員のその月の標準給与の基礎となった給与月額に比べて、著しく低下したときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定することができる。

2 農林漁業団体職員共済組合は、前項の規定により標準給与が改定された農林漁業団体職員共済組合の組合員の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた給与の額が、その組合員のその月の標準給与の基礎となった給与月額に比べて、著しく上昇したときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。

3 農林漁業団体職員共済組合法第二十條第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

(農林漁業団体職員共済組合の掛金の免除の特例)

第五十九条 農林漁業団体職員共済組合は、次の各号のいずれにも該当する農林漁業団体から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、農林漁業団体職員共済組合法第五十五条の規定にかかわらず、当該農林漁業団体が第二号に該当するに至つた月から当該農林漁業団体が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に納付すべき掛金(第一号に規定する事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員の負担すべき掛金及びその組合員を使用する農林漁業団体が負担すべき当該組合員に係る掛金に限る。)を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在する事業所を設置していたこと。

二 前号に規定する事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された農林漁業団体は、平成七年十二月までの間において、当該農林漁業団体が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を農林漁業団体職員共済組合に届け出なければならぬ。

(農業者年金の保険料の免除の特例)

第六十条 農業者年金基金は、次の各号のいずれにも該当する農業者年金の被保険者から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第六十六条第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が第二号に該当するに至つた月から当該被保険者が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び同法第六

十六条の二第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとする。ことができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に住所を有していたこと又は当該被保険者の従事する耕作若しくは養畜の事業に供されてきた農地等(農業者年金基金法第十九条第一項第二号に規定する農地等をいう。)が特定被災区域にあつたこと。

二 当該被保険者の従事する耕作又は養畜の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、保険料を納付することが著しく困難であると認められること。

2 前項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた農業者年金の被保険者は、平成七年十二月までの間において、同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を農業者年金基金に届け出なければならぬ。

(農業者年金の保険料の追納の特例)

第六十一条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者(経営移譲年金及び農業者老齢年金に係る受給権者を除く。)は、農業者年金基金の承認を受けて、前条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料(承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。)の全部又は一部につき追納をすることができる。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、先に経過した月の分から順次行ふものとする。

2 前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。

3 第一項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の追納について必要な事項は厚生省令、農林水産省令で定める。

(農業者年金の保険料納付済期間等の特例)

第六十二条 第六十条第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間(前条第三項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。次条において「特例免除期間」という。)は、農業者年金基金法第二十三条第二項第三号、第二十五条第四号及び第五号、第二十六条第一項及び第四項(同法第二十六条の二第五項(同法第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第二十六条の二第一項から第四項まで、第二十六条の三第一項、第四十一条並びに第四十七条の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第二十三条第二項第三号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第二号)第六十二条に規定する特例免除期間をいう。)を加えた期間」とする。

(農業者年金の経営移譲年金の特例)

第六十三条 特例免除期間を有する農業者年金の経営移譲年金に係る受給権者についての農業者年金基金法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「保険料納付済期間の月数」とあるのは、「保険料納付済期間の月数と特例免除期間(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十二条に規定する特例免除期間をいう。)の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数」とする。

(適用)

第六十四条 第五十八条から前条までの規定は、平成七年一月一日から適用する。

第七章 通商産業省関係

(工業用水道施設災害復旧事業に対する補助)

第六十五条 国は、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を営む特定被災地方公共団体に

対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた同条第六項に規定する工業用水道施設の災害復旧事業に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(商店街振興組合等の施設の災害復旧事業に対する補助)

第六十六条 国は、政令で定める都道府県が、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の販売施設その他の共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合においては、当該補助に要する経費(当該都道府県が四分の三を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)の三分の二を補助する。

(中小企業信用保険法の特例)

第六十七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連保証(同項に規定する債務の保証)その保証について担保(保証人通商産業大臣が指定する者を除く。)の保証を含む。)を提供させないものに限る。)であつて、政令で定める日までに行為した次の各号に掲げる者の事業(第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るもの)をいう。以下この条において同じ。)を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が二千万円」とあるのは「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第一項に規定する阪神・淡路大震災関連保証(以下「阪神・淡路大震災関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係

の保険価額の合計額がそれぞれ千萬元及び二千万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が二千万円(当該債務者)とあるのは、阪神・淡路大震災関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千萬元及び二千万円(阪神・淡路大震災関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)と、二千万円から」とあるのは「それぞれ千萬元及び二千万円から」とする。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業者

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち以前号に掲げる者を含むもの

2 阪神・淡路大震災関連保証を受けた中小企業者一人についての無担保保険の保険価額であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

3 無担保保険の保険価額であつて、阪神・淡路大震災関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、同法第五条中「百分の七十(無担保保険)とあるのは「百分の七十(阪神・淡路大震災に對するものの特例の財政援助及び助成に關する法律第六十七條第一項に規定する阪神・淡路大震災関連保証に係る無担保保険)とあるのは「百分の九十」と、その他の無担保保険」とする。

4 中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連小口保証(同項に規定する債務の保証(その保証について担保(保証人(通商産業大臣が指定する者を除く。))の保証を含む。))を提供させないものに限る。であつて、政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事

業(第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。))を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「保証人」とあるのは「保証人(阪神・淡路大震災に對するものの特例の財政援助及び助成に關する法律第六十七條第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証(以下「阪神・淡路大震災関連小口保証」という。))に係るものにあつては、通商産業大臣が指定する者を除く。）」と、「保険価額の合計額が五百萬元」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証に係る保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千萬元及び五百萬元」と、同条第二項中「当該保証をした借入金の額が五百萬元(当該債務者)とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証」とに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千萬元及び五百萬元(阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証)とに、当該債務者」、「五百萬元から」とあるのは「それぞれ千萬元及び五百萬元から」とする。

一 第一項第一号に規定する地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業信用保険法第二条第二項に規定する小企業者(次号において「小企業者」という。)

二 中小企業等協同組合その他の主として小企業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち以前号に掲げる者を含むもの

5 特別小口保険の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連小口保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条の三第四項において準用する同法第三条の二第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、同

法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険)とあるのは「百分の七十(阪神・淡路大震災に對するものの特例の財政援助及び助成に關する法律第六十七條第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証に係る特別小口保険)とあるのは「百分の九十」と、その他の特別小口保険、無担保保険」とする。

6 無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連保証又は阪神・淡路大震災関連小口保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第六十八条 政令で定める都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが阪神・淡路大震災の後に貸付けを受けるもの(同項第二号の貸付機関が、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるもの)に對し、阪神・淡路大震災の後に同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供を行う場合における当該譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に充てるため貸付けを受けるものを含む。については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を七年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができる。

(中小企業者に対する資金の融通に關する特例)

第六十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる者に対して、その事業(第二号に掲げる団体にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金を政令で定める日までに貸し付ける場合には、同号に掲げる者に対する貸付金にあつては一人又は一団体につき三千万円を、第二号に掲げる団体に對する貸付金その直接又は間接の構成員であ

る第一号に掲げる者に転貸されるものに限る。にあつては当該貸付金の転貸を受けるその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者一人又は一団体につき三千万円をそれぞれ超えない範囲内において政令で定める額を限度として、政令で定めるところにより当該貸付け後三年間は年三パーセントの利率により、その後二年間は政令で定める利率により貸し付けるものとし、国は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき、貸付け後五年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体で政令で定めるものであつて、当該地域内にあるその者の事業所又は主要な事業用資産の阪神・淡路大震災による損失額が当該事業所若しくは主要な事業用資産の価額又はその者の事業による総収入に比し政令で定める程度以上である旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち以前号に掲げる者を含むもの

(適用等)

第七十条 前三条の規定は、平成七年一月十七日から適用する。

2 前条の規定の施行前に阪神・淡路大震災に關し激甚災害に對処するための特別の財政援助等に關する法律第十五条第一項の規定に基づき同条第二項に規定する特別被害者及び同条第一項第二号に掲げる団体の直接又は間接の構成員である同条第二項に規定する特別被害者に転貸される当該団体に対して行われた商工組合中央金庫の貸付けは、前条の規定に基づいて行われた

ものとみなす。

第八章 運輸関係

(外貨埠頭等の災害復旧事業に対する補助)

第七十一条 国は、予算の範囲内において、外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号。次条第一項及び第七十三条において「承継法」という。)第二條第一項の規定により神戸港につき運輸大臣が指定した法人(次条第一項及び第七十三条において「神戸港指定法人」という。)に対し、当該法人が管理する外貨埠頭のうち政令で定める施設であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業(災害にかつた施設を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。))を目的とする事業及び災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業をいう。次項及び次条において同じ。)に要する費用の一部を補助することができ

る。

2 国は、予算の範囲内において、港湾法第五十五条の七第一項の規定により神戸港における特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金につき港湾管理者から貸付けを受けた者に対し、当該貸付けに係る特定用途港湾施設のうち政令で定める施設であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

(外貨埠頭等の災害復旧事業に係る資金の貸付け)

第七十二条 神戸港指定法人が管理する外貨埠頭(前条第一項の政令で定める施設を除く。)であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を外貨埠頭の建設又は改良に要する費用とみなして、承継法第六条の規定を適用する。この場合において、同条中「前条第一項の認可を

受けた整備計画に基づき、又は旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が認可を受けた工事実施計画に従つて行つた外貨埠頭」とあるのは、「外貨埠頭」とする。

2 前条第二項に規定する貸付けを受けた者が管理する当該貸付けに係る特定用途港湾施設(同項の政令で定める施設を除く。)であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用とみなして、港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する。

(外貨埠頭の建設等に係る貸付金の償還期限の延長)

第七十三条 国は、承継法第六条の規定による貸付金であつて、神戸港指定法人が阪神・淡路大震災を受ける以前に貸付けを受けたものについては、担保の提供をさせず、かつ、利息を付さないで償還期限を延長することができる。

第九章 労働関係

(雇用保険法による雇用安定事業等の特例)

第七十四条 特定被災区域内に所在する事業所に、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四條第一項に規定する被保険者(以下この条において「被保険者」という。)として雇用される者が平成七年一月十七日前に約された者であつて、現に当該事業所に被保険者として雇用されることとなつてゐるもの(以下この条において「内定者」という。)については、当該事業所に被保険者として雇用されることとなる日(その日が平成八年三月三十一日後の日であるときは、同月三十一日)までの間、当該内定者を被保険者とみなして、同法第四章の規定を適用する。

第十章 建設関係

(改良住宅等に対する補助)

第七十五条 国は、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施

行者である特定被災地方公共団体に對し、阪神・淡路大震災による被害を受けた同条第六項に規定する改良住宅又は同条第七項に規定する地区施設の災害の復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(都市施設に対する補助)

第七十六条 国は、特定被災地方公共団体に對し、阪神・淡路大震災による被害を受けた都市計画法(昭和四十三年法律第百一十一号)第一條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる都市施設で政令で定めるものの災害の復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(住宅金融公庫法等の特例)

第七十七条 住宅金融公庫(以下この条及び次条において「公庫」という。)は、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号。以下この条及び次条において「公庫法」という。)第十七條に規定する業務のほか、阪神・淡路大震災により、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む。第九項において同じ。)が滅失し、若しくは損傷し、又はその家屋の用に供する土地に擁壁の損壊その他の被害が生じた場合において、次の各号に掲げる者に對し、それぞれ当該各号に定める資金を貸し付けることができる。

一 阪神・淡路大震災の当時当該家屋に居住していた親族の居住の用に供するために自ら居住する家屋以外に家屋を必要とする者のうち、当該災害の発生の日から起算して二年を経過する日までの間(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第 号)第七條の規定による制限その他の制限で建設省令・大蔵省令で定めるものにより当該期間内に当該家屋の建設を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われなくなった日から起算して六月以内で建設省令・大蔵省令で定める日までの間。第八項において「特定建設

期間」という。)に、当該親族の居住していた家屋に代わるべき家屋若しくは当該損傷した家屋で建設省令・大蔵省令で定めるもの(以下この条において「特定災害復興住宅」という。)を建設し、購入し、若しくは補修し、又は当該特定災害復興住宅の補修に付随して当該特定災害復興住宅を移転し、当該特定災害復興住宅の建設若しくは補修に付随してたい積土砂の排除その他の宅地の整備(以下この条において「整地」という。)をし、若しくは当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者。当該特定災害復興住宅の建設、購入若しくは補修又は当該特定災害復興住宅の補修に付随する当該特定災害復興住宅の移転、当該特定災害復興住宅の建設若しくは補修に付随する整地若しくは当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

二 阪神・淡路大震災の当時当該土地を所有し、賃借し、若しくは使用していた者で、自ら居住し、若しくは他人に貸すために、前号の災害の発生の日から起算して二年を経過する日までの間(被災市街地復興特別措置法第七條の規定による制限その他の制限で建設省令・大蔵省令で定めるものにより当該期間内に当該土地の補修を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われなくなった日から起算して六月以内で建設省令・大蔵省令で定める日までの間。以下この号において「特定補修期間」という。)に、当該土地で建設省令・大蔵省令で定めるもの(以下この条において「災害復興宅地」という。)を補修しようとするもの又は阪神・淡路大震災の当時当該土地を所有し、賃借し、若しくは使用していた親族の居住の用に供するために、特定補修期間内に、災害復興宅地を補修しようとする者。当該災害復興宅地の補修に必要な資金

二 特定災害復興住宅又は災害復興宅地に係る貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理（建設中又は補修中の特定災害復興住宅又は災害復興宅地についてそれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事又は補修工事を含む）及び処分

- 3 公庫が、第一項の規定により、北海道の区域内において特定災害復興住宅の建設又は購入をしようとする者に対し資金の貸付けをすることのできる特定災害復興住宅は、北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する家屋であり、かつ、防火性能を有する構造のものでなければならぬ。
- 4 第一項の規定による貸付金の金額の限度については、政令で定める。
- 5 第一項の規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に定めるとおりとする。

項	区	分	利	率	償還期間	据置期間
一	耐火構造の特定災害復興住宅の建設又は購入（新たに建設された特定災害復興住宅でまだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したことのないもの（以下この表において「新築の特定災害復興住宅」という。）の購入に限る。）及び当該特定災害復興住宅の建設に付随する整地又は当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金		年五・五パーセント以内で政令で定める率	三十五年以内	五年以内	
二	準耐火構造の特定災害復興住宅の建設又は購入（新築の特定災害復興住宅の購入に限る。）及び当該特定災害復興住宅の建設に付随する整地又は当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金		年五・五パーセント以内で政令で定める率	三十年以内	五年以内	
三	耐火構造の特定災害復興住宅及び準耐火構造の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅の建設若しくは購入又は新築の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅で耐火構造の特定災害復興住宅若しくは準耐火構造の特定災害復興住宅であるものの購入並びに当該特定災害復興住宅の建設に付随する整地又はこれ		年五・五パーセント以内で政令で定める率	二十五年以内	五年以内	

[illegible]

6 前各項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五条第六項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第 号）第七十七条」と、公庫法第十八条中「第十一項」とあるのは、「第十一項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、公庫法第二十一条の四第三項各号列記以外の部分中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項第一号の特定災害復興住宅をいう。以下同じ）、災害復興宅地（同項第二号の災害復興宅地をいう。以下同じ）」と、同項第二号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第四号中「第十一項」とあるのは「第十一項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第五号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第七号中「第十一項」とあるのは「第十一項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地」と、公庫法第二十三条第一項第二号中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「災害復興住宅の建設」とあるのは「災害復興住宅又は特定災害復興住宅の建設」と、「住宅、災害復興住宅」とあるのは「住宅、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十一項」とあるのは「第十一項並びに阪

神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「第八項までの」とあるのは「第八項まで及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、公庫法第二十四条第二項中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興住宅」と、「第十七条第十二項各号」とあるのは「第十七条第十二項各号及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第二項各号」と、公庫法第三十一条第二項及び第三十二条第二項第一号中「この法律」とあるのは「この法律、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「前項第一号（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む）」と、公庫法第三十四条第二項中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「貸付金をもつて整備する関連公共施設」とあるのは「貸付金をもつて整備する関連公共施設、貸付金をもつて補修する災害復興住宅」と、公庫法第三十五条第四項中「又は第十一項」とあるのは「若しくは第十一項又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興住宅」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項及び

第二項に規定する業務」と、同条第四号中「第八項」とあるのは「第八項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第四項」と、「同条第五項」とあるのは「第二十条第五項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む）」と、公庫法附則第十三項中「掲げる貸付金」とあるのは「掲げる貸付金及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第五項の表三の項に掲げる貸付金」と、「新築の災害復興住宅以外の災害復興住宅」とあるのは「新築の災害復興住宅以外の災害復興住宅及び新築の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅」と、「同表六の項ハ償還期間の欄」とあるのは「第二十一条第一項の表六の項ハ償還期間の欄及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第五項の表三の項ハ償還期間の欄」と、「同欄」とあるのは「これらの欄」とする。

7 第三項に規定する防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める。

8 公庫は、阪神・淡路大震災により滅失した住宅に阪神・淡路大震災の当時居住していた親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者が、特定建設期間内に、住宅を建設し、若しくは購入し、又は公庫法第十七条第十一項に規定する中高層耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第十項前段の規定により、その者に住宅の建設若しくは購入、住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は中高層耐火建築物等の建設に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を五年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して五年

9 以内の据置期間を設けることができる。

阪神・淡路大震災により滅失した人の居住の用に供する家を阪神・淡路大震災の当時所有し、若しくは賃借していた者又は阪神・淡路大震災の当時当該家に居住していた者に対する公庫法第十七条第六項、第二十一条第一項の表六の項及び第二十一条第二項並びに北海道防衛住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八條の二第二項の規定の適用については、公庫法第十七条第六項中「二年以内」とあるのは「二年を経過する日までの間（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第 号）第七條の規定による制限その他の制限で建設省令・大蔵省令で定めるものにより当該期間内に当該家屋に代わるべき家屋の建設を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われない場合）から起算して六月以内で建設省令・大蔵省令で定める日までの間」と、公庫法第二十一条第一項の表六の項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、公庫法第二十一条第二項の表六の項中「二年以内」とあるのは「二年を経過する日までの間（被災市街地復興特別措置法第七條の規定による制限その他の制限で建設省令・大蔵省令で定めるものにより当該期間内に当該住宅に代わるべき住宅又は中高層耐火建築物等の建設を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われない場合）から起算して六月以内で建設省令・大蔵省令で定める日までの間」と、「三年以内」とあるのは「五年以内」と、北海道防衛住宅建設等促進法第八條の二第二項の表中「三年以内」とあるのは「五年以内」とする。

（経過措置）

第七十八條 前条第八項の規定並びに同条第九項の規定により読み替えて適用される公庫法第十七条第六項、第二十一条第一項の表六の項及び第二十一条第二項並びに北海道防衛住宅建設等促進法第八條の二第二項の規定は、公庫が平成七年一月十七日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、公庫が同日前に受

理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一章 自治省関係

（消防施設の復旧に要する経費の補助）

第七十九條 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、当該市町村が行う阪神・淡路大震災により被害を受けた消防の用に供する施設であつて政令で定めるものの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

（地方債の特例）

第八十條 次に掲げる場合においては、阪神・淡路大震災により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるもののうち政令で定めるものは、平成六年度及び平成七年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五條第一項及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で自治省令で定めるものの阪神・淡路大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 阪神・淡路大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で自治省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険特別会計の積立金（次項において「政府資金」という。）をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

（地共済法の療養の給付に係る一部負担金の支

払の免除の特例

第八十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十

七年法律第五十二号。以下この条から第八十七

条までにおいて「地共済法」という。第三

項に規定する組合(以下この条及び次条に

おいて「地共済組合」という。は、地共済組合の

特例

(地共済法の入院時食事療養費の額についての

第八十二条 前条第一項の規定により同項に規定

する一部負担金の支払を免除した地共済組合

第二類第一号

災害対策特別委員會議録第六号 平成七年二月二十四日

日までの間に被災地共済組合員が受けた食事療

養地共済法第五十六条第二項に規定する食事

療養をいう。以下この条から第八十四条まで及

び第八十六条において同じ。について地共済

特例

(地共済法の特定療養費の額についての特例)

第八十三条 特例地共済組合が、平成七年一月十

七日から同年十二月三十一日までの間に被災地

以降に被災地共済組合員が受けた食事療養につ

いては、当該費用の額から地共済法第五十八条

第三項に規定する標準負担額を控除した額に相

当する金額の合算額(地共済法第五十八条第一

特例

(地共済法の訪問看護療養費の額についての特

例)

第八十五条 特例地共済組合が、平成七年一月十

二項の規定の適用を受ける被災地共済扶養者を

含む。次条において同じ。に対して支給する家

族療養費の額は、地共済法第五十九条第二項の

規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区

特例

一 保険医療機関等(地共済法第五十七条の三

第一項第二号に規定する保険医療機関等をい

う。次号及び第三号において同じ。から地共

2 前項第一号に規定する療養に係る費用の額は、地共済法第五十七条第六項に規定する費用と額と、前項第二号に規定する療養に係る費用の額は地共済法第五十七条の三第二項第一号に規定する費用の額と、前項第四号に規定する食事療養に係る費用の額は地共済法第五十七条の二第二項に規定する費用の額とする。

3 第八十四条の規定は、地共済法第五十九条第七項において準用する地共済法第五十八条第一項又は第二項の規定により被災地共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、地共済法第五十九条第八項の規定は、適用しない。
(地共済法の家族訪問看護療養費の額についての特例)

第八十七条 特例地共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災地共済被扶養者が受けた指定訪問看護について地共済法第五十九条の二第一項の規定により当該被災地共済被扶養者に係る組合員に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。

(適用)
第八十八条 第八十一条から前条までの規定は、平成七年一月十七日から適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害対策特別委員会議録第五号中正誤

ページ 段行 誤

二四 三 五 まして — まして —

正